

# 南会津町下水道事業経営戦略

(令和6年度～令和15年度)



令和6年3月

南会津町

# 目 次

第1章 経営戦略策定にあたり	1
1 策定の趣旨	
2 計画期間	
第2章 下水道事業の概要	2
1 事業の現況	
2 民間活力の活用等	
3 経営指標等を活用した現状分析	
第3章 将来の事業環境	19
1 処理区域内人口の予測	
2 有収水量の予測	
3 使用料収入の見通し	
4 施設の見通し	
5 組織の見通し	
6 将来の事業環境への課題	
第4章 経営の基本方針	23
1 経営目標	
2 目標達成に向けた取組	
第5章 投資・財政計画（収支計画）	25
1 投資計画（資本的収支計画）の策定にあたっての説明	
2 財政計画（収益的収支計画）の策定にあたっての説明	
3 試算結果	
4 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組	
第6章 フォローアップ	39
用語集	40

# 第1章 経営戦略の策定にあたり

## 1 策定の趣旨

下水道は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、河川等における水質の改善に大きな役割を果たしており、生活に欠かすことができないライフラインの一つとなっています。

本町における下水道は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、林業集落排水事業及び簡易排水事業により整備が進められ、下水道計画区域内における接続率は85.1%（P. 2参照）となっています。

また、下水道計画区域外においては、個別に合併処理浄化槽設置補助を行うことで生活排水対策に取り組んでいくこととしています。

これまで本町では、平成26年8月の総務省通知『公営企業の経営に当たっての留意事項について』及び平成28年1月の総務省通知『「経営戦略」の策定推進について』の要請に基づき、平成28年度に公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び林業集落排水事業の4事業並びに令和3年度に簡易排水事業に係る経営戦略をそれぞれ策定し、地方公営企業法を適用した公営企業会計への移行や下水処理施設の包括管理業務委託の実施、処理区域の見直しなど、経営改善に努めてきたところです。

一方、加速度的に人口減少が進んでおり、料金収入の減少や施設・設備の老朽化に伴う投資の増大も重なり、公営企業における経営環境はますます厳しさが増している中、総務省から「経営戦略の改定推進について」（令和4年1月25日付総財公第6号）により、令和7年度までに経営戦略の見直しを行うよう要請が出されました。

また、国土交通省からは「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」（令和2年3月31日付国水事第56号）により、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うことや、経費回収率の向上に向けたロードマップ等を経営戦略に記載することが社会資本整備総合交付金の交付要件とされたところです。

以上のことをふまえ、地方公営企業法適用前に策定したそれぞれの経営戦略を一本化し、社会情勢等を反映させた経営戦略に改定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るものです。

## 2 計画期間

令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。

## 第 2 章 下水道事業の概要

### 1 事業の現況

本町における下水道事業は、公共下水道事業（公下）、特定環境保全公共下水道事業（特環）、農業集落排水事業（農排）、林業集落排水事業（林排）及び簡易排水事業（簡排）の5つの事業があり、それらをまとめて「南会津町下水道事業」と定義します。

#### (1) 施設

本町の下水道処理施設の整備状況は以下の【下水道施設概要】のとおりです。

下水道の供用開始以前に浄化槽（単独浄化槽含む）を設置した宿泊施設やアパートなどの集合住宅が多い処理区域は、接続率が低い状況となっています。

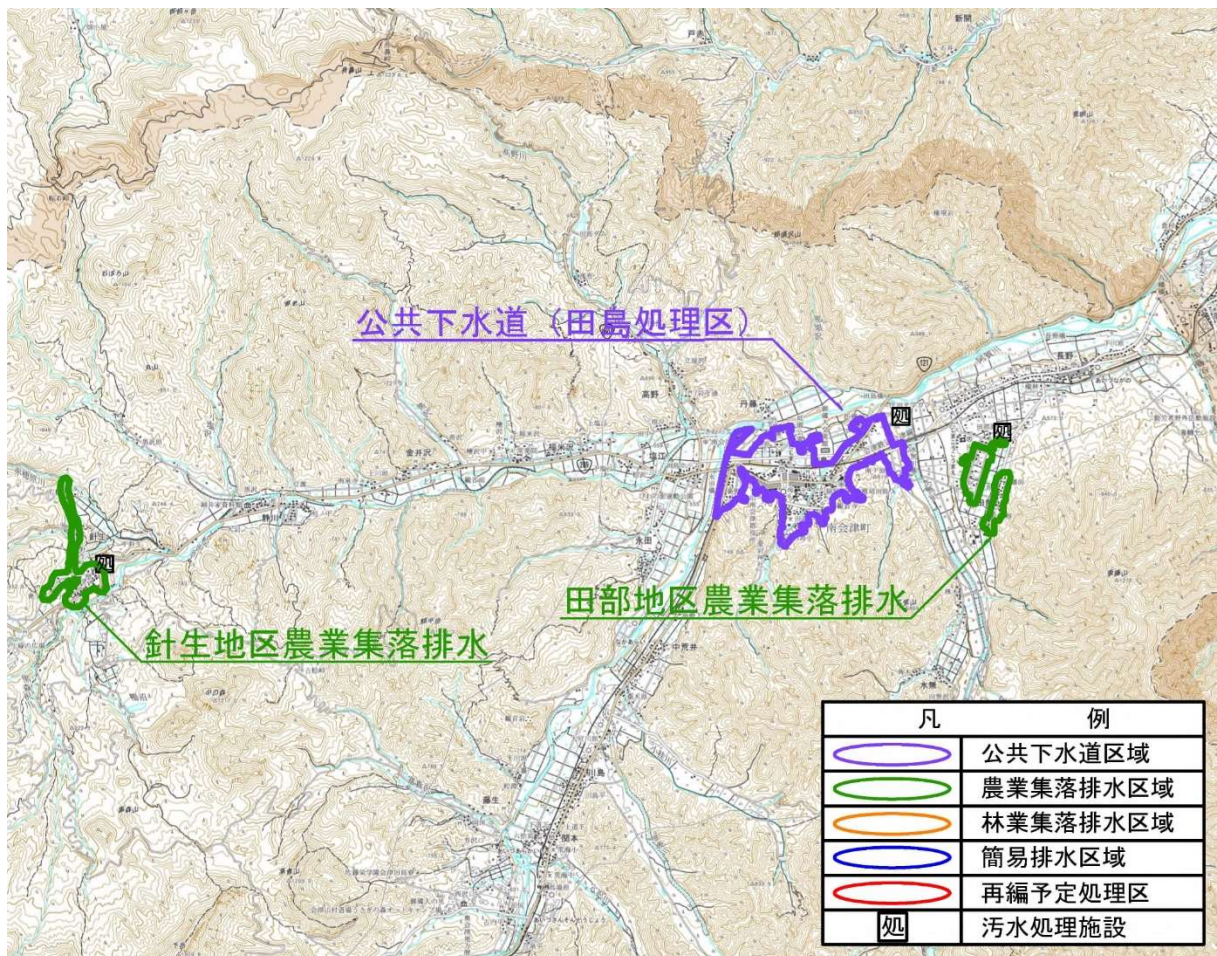
【下水道施設概要】（令和4年度末現在）

事業区分	処理区域	処理施設名称	供用開始年月日 (供用開始後経過年数)	計画処理面積 (ha)	処理区域内人口 (人)	接続人口 (人)	処理区域内人口密度 (人/ha)	接続率 (%)
公共下水道事業	田島処理区	田島都市環境センター	H10.11.9 (24年)	200.0	3,482	3,048	17.4	87.5
特定環境保全公共下水道事業	南郷処理区	南郷浄化センター	H13.3.30 (22年)	116.0	1,757	1,399	15.1	79.6
農業集落排水事業	針生地区	針生処理場	H7.9.1 (28年)	46.0	355	268	7.7	75.5
	田部地区	田部処理場	H10.4.25 (25年)	37.0	434	385	11.7	88.7
	湯ノ花地区	湯ノ花処理場	H4.12.4 (30年)	18.0	188	174	10.4	92.6
	前沢地区	前沢処理場	H6.1.26 (29年)	5.0	31	31	6.2	100.0
	高杖原地区	高杖原処理場	H9.12.27 (25年)	14.8	143	68	9.7	47.6
	上郷地区	上郷処理場	H14.7.1 (21年)	60.0	488	444	8.1	91.0
古町地区	古町処理場	H12.11.1 (22年)	70.0	558	504	8.0	90.3	
林業集落排水事業	小野島地区	小野島処理場	H12.6.22 (23年)	1.7	35	31	20.6	88.6
簡易排水事業	たのせ地区	たのせ処理場	H6.7.26 (29年)	5.0	17	17	3.4	100.0
合計	11処理区			573.5	7,488	6,369	13.1	85.1

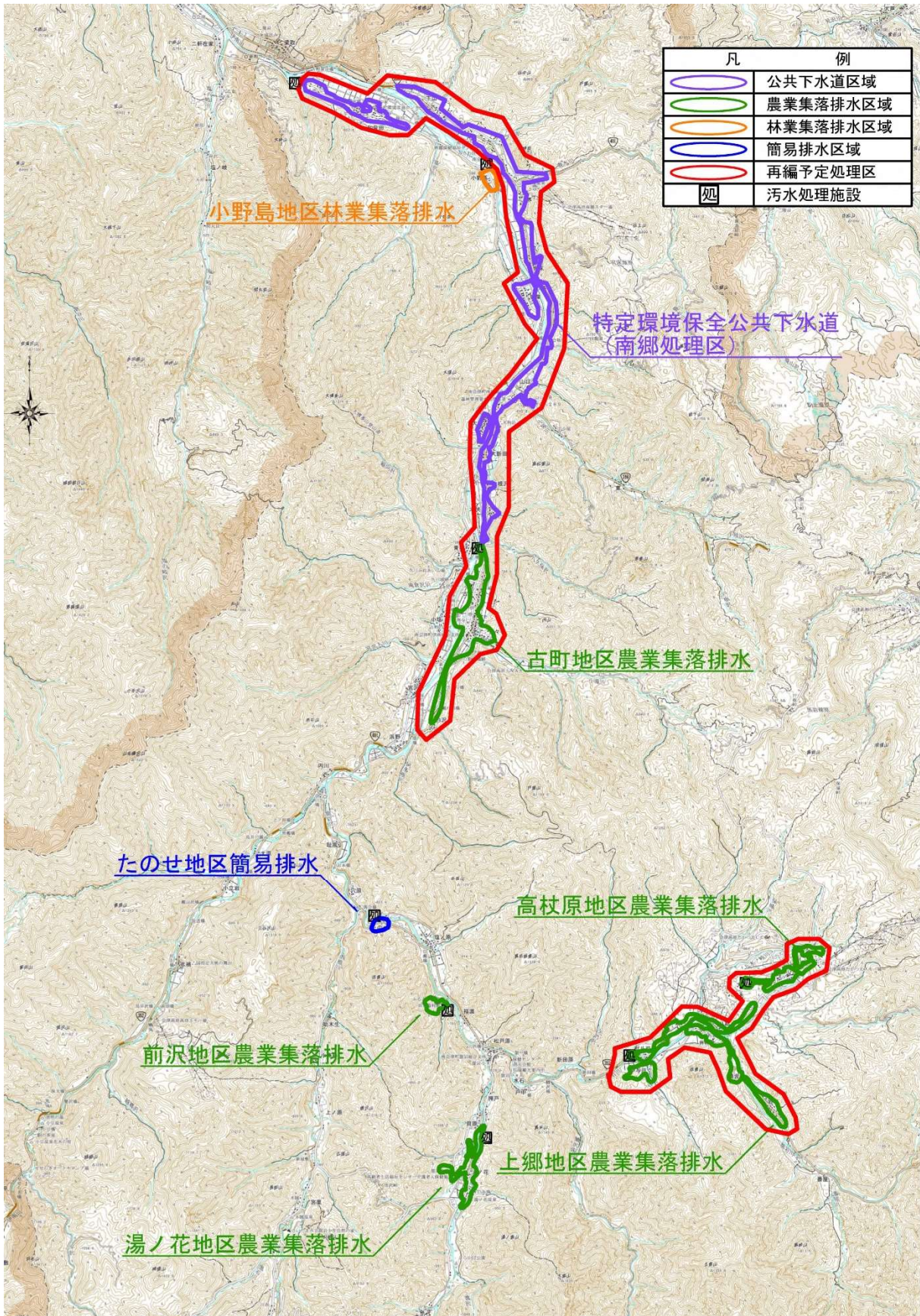
区分	区分の説明	適用状況
地方公営企業法の適用の有無	条例により地方公営企業法を適用すること。 法適用により、会計処理の方式が従来の官公庁会計（現金主義・単式簿記）から公営企業会計（発生主義・複式簿記）に移行することとなる。	令和3年4月1日 法適用（全部適用）
流域下水道等への接続の有無	「流域下水道」とは、地方公共団体が管理する下水道で、複数の市町村の区域にまたがる下水を処理し、かつ、終末処理場を有するもの。（下水道法第2条第4号イ）	なし

区分	区分の説明	適用状況
広域化の実施状況	「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。	なし
共同化の実施状況	「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。	なし
最適化の実施状況	「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。	なし

【処理区域概要図（田島地域）】



【処理区域概要図（館岩・伊南・南郷地域）】



## (2) 使用料

### ① 下水道使用料

下水道使用料については、平成18年の町村合併時に使用料体系を統一し、使用者負担の公平を図りました。

その後、消費税増税や物価高騰に対応するため、平成28年7月に使用料改定を行いましたが、それ以降使用料改定は行っていません。

現在の使用料体系は、基本使用料と超過使用料の二部料金制を採用しており、使用水量（汚水量）に応じた使用料を以下のとおり設定しています。

【下水道使用料（消費税等10%込み）】

区分	基本使用料 (10m <sup>3</sup> まで)	超過使用料 (1 m <sup>3</sup> ごと)
汚水量 (10m <sup>3</sup> まで)	2,090 円	11m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup> → 209 円
		51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup> → 220 円
		101m <sup>3</sup> ~ → 231 円

#### ● 水道水を使用する場合

水道水の使用水量を汚水量としています。

#### ● 井戸水などを下水道に流している場合

世帯員1人につき1か月6立方メートルをもって1使用月の汚水量としています。

#### ● 水道水と井戸水などを併用して下水道に流している場合

世帯員1人につき1か月3立方メートルをもって井戸水などの1使用月の汚水量としています。

#### ● その他

事業所などで井戸水などを下水道に流している場合は、メーターを設置して汚水量を認定する、又は使用者の申告に基づき使用実態を調査して汚水量を認定しています。

### ② 過去3年間の下水道使用料

下水道使用水量20m<sup>3</sup>あたりの条例上の使用料と実質的な使用料の過去3年度分の推移は以下のとおりです。

条例上の使用料 (20m <sup>3</sup> あたり)	令和2年度 4,180 円(税込)	実質的な使用料 (20m <sup>3</sup> あたり)	令和2年度 4,540 円(税込)
	令和3年度 4,180 円(税込)		令和3年度 4,646 円(税込)
	令和4年度 4,180 円(税込)		令和4年度 4,634 円(税込)

条例上の使用料・・・条例に規定されている一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料

実質的な使用料・・・使用料収入/年間有収水量×20m<sup>3</sup>（業務用含む）

### (3) 組織

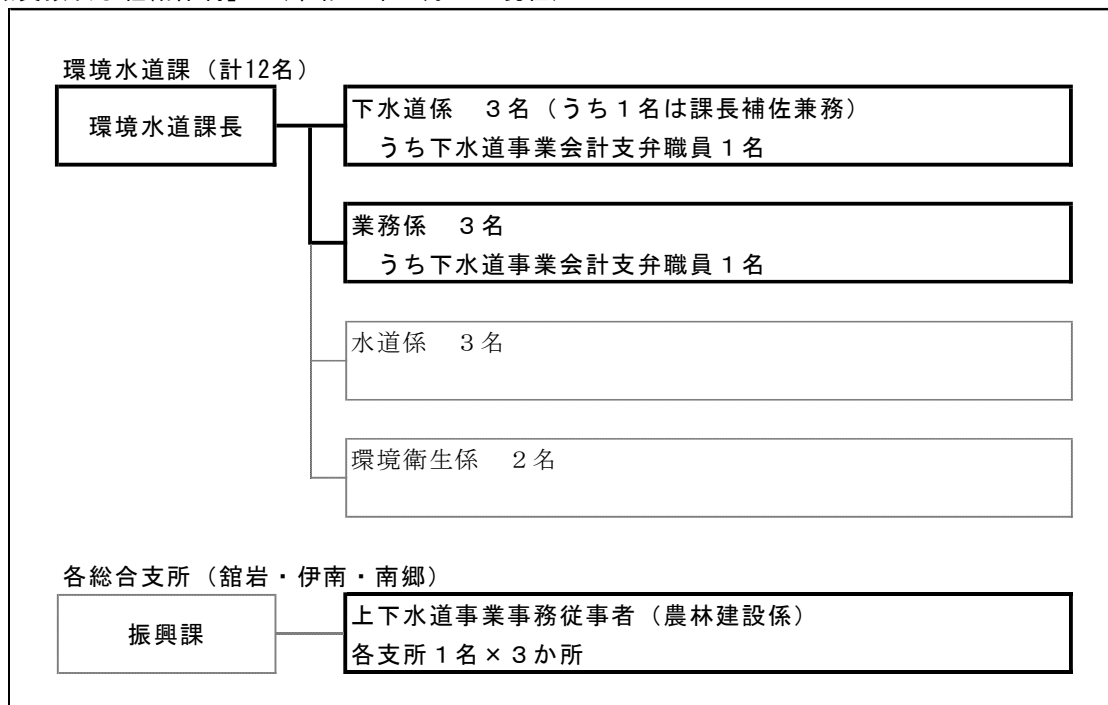
#### ① 事業運営組織

下水道事業は環境水道課で所管しており、下水道係で施設の整備や管理、業務係で経理や料金徴収を担当しています。また、各総合支所においては料金収納業務などを担当しています。

下水道事業に携わる職員のほとんどが水道事業と兼務となっており、各総合支所の職員は水道事業のほか、環境衛生業務も兼務しています。

職員数及び組織体制については以下のとおりです。

【職員数及び組織体制】（令和5年4月1日現在）



係	職員数	業務内容 (下水道事業抜粋)
下水道係	3名 うち2名は一般会計支弁職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道工事（契約、検査）に関する事項</li> <li>排水設備指定工事店に関する事項</li> <li>受益者負担金の賦課、決定に関する事項</li> <li>下水道施設の維持管理に関する事項</li> <li>浄化槽に関する事項</li> </ul>
業務係	3名 うち2名は水道事業会計支弁職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道の使用の開始、休止及び変更の届出に関する事項</li> <li>下水道事業会計の経理に関する事項</li> <li>下水道事業会計の予算、決算に関する事項</li> <li>受益者負担金の徴収に関する事項</li> <li>下水道事業会計の決算状況調査（決算統計）に関する事項</li> <li>下水道事業会計の消費税の申告に関する事項</li> </ul>
各総合支所振興課 農林建設係	3名 うち1名は水道事業会計支弁職員 うち2名は一般会計支弁職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道使用料、排水施設使用料の徴収に関する事項</li> <li>排水施設の維持管理に関する事項</li> <li>排水設備工事の受付、承認及び検査に関する事項</li> <li>浄化槽に関する事項</li> </ul>



## 2 民間活力の活用等

事業		公下	特環	農排						林排	簡排	
		田島処理区	南郷処理区	針生地区	田部地区	湯ノ花地区	前沢地区	高杖原地区	上郷地区	古町地区	小野島地区	たのせ地区
民間活用 の 状況	民間委託	(1) 汚水処理施設等維持管理業務委託 (H29年4月～包括業務委託) ○処理施設、中継ポンプの運転操作監視業務 ○保守点検業務 ○水質試験業務 ○物品調達業務(消耗品、燃料、薬剤の調達管理)	○	○	○	○						
		(2) 処理施設維持管理業務委託 (単年度契約) ○汚水処理に係る運転操作業務 ○保守点検業務(毎週)				○		○	○	○		
		(3) 処理施設維持管理業務委託 (単年度契約、単価契約) ○保守点検業務(年24回(月2回))					○				○	
		(4) 浄化槽維持管理業務委託 (単年度契約) ○保守点検業務(年4回)										○
	指定管理者制度	実施していません。										
	PPP・PFI	上下水道事業包括業務委託 令和5年4月1日～ ○料金徴収業務 ○使用開始・休止手続き受付業務等	「PPP」とは、パブリック・プライベート・パートナーシップ(公民連携)の略。PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。 なお、「PFI」とは、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略であり、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことを指す。									
資産 活用 の 状況	エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	実施していません。	「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。									
	土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	汚水処理施設等維持管理業務実施に伴う施設使用 令和5年4月1日～ ○田島都市環境センター(事務室、駐車場)	「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す。									

### 3 経営指標等を活用した現状分析

下水道事業会計は、公下、特環、農排、林排及び簡排の5つの事業があり、総務省への報告、統計資料についてはそれぞれの事業毎に行われています。

経営比較分析についても事業毎に行っていますが、ここでは、下水道事業会計全体の分析のほか、事業規模の大きい公下と農排を参考に分析しています。

比較対象については、会津管内町村ですでに法適用化している団体や、全国の事業規模が類似している団体を参考としています。

なお、指標については、令和3年度から地方公営企業法を適用した会計処理を行っており、法適用前後で算出方法が異なることから、令和3年度以前については算定外としています。

※ 特環、林排、簡排にかかる経営比較分析については、別添『経営比較分析表』参照

#### (1) 経営の健全性・効率性

##### ① 経常収支比率

当該指標は、100%以上であれば単年度収支が黒字であることを示しており、100%未満であれば単年度収支が赤字であることを示しています。

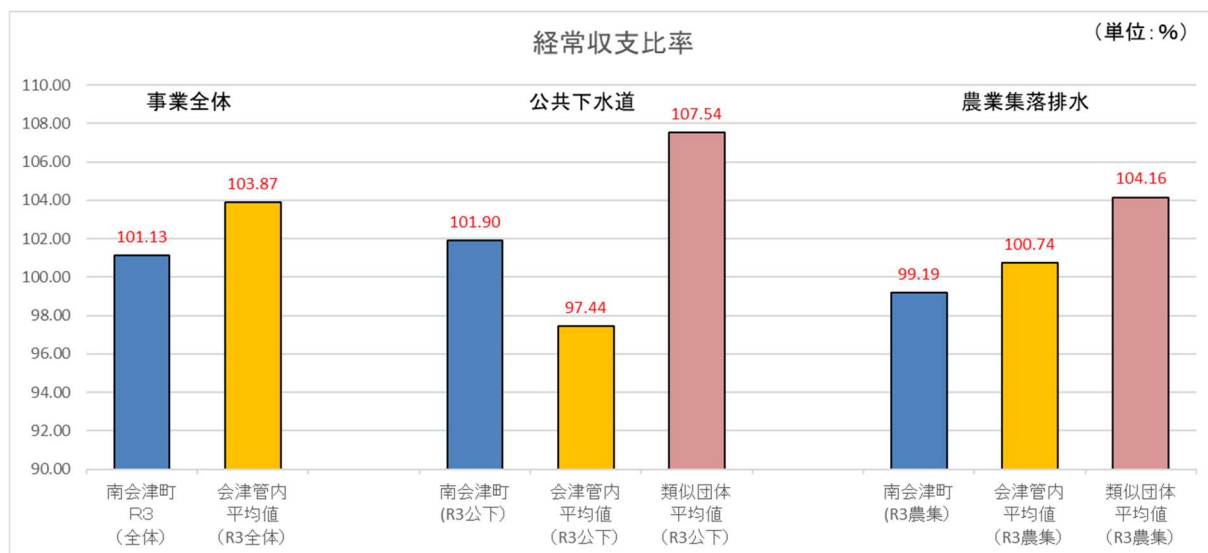
令和3年度の経常収支比率をみると、本町の下水道事業は会津管内の団体や類似団体と比較して低い状況にあります。

下水道事業全体で見た場合、令和3年度においては黒字となっているものの、経常経費の大半を占める動力費が上昇傾向にある中、経常収益である下水道使用料が減少していることから、農排で赤字となっています。

今後、経費削減や収入増加の取組を進めなければ、事業全体でも赤字になる可能性があります。

【法適用企業】

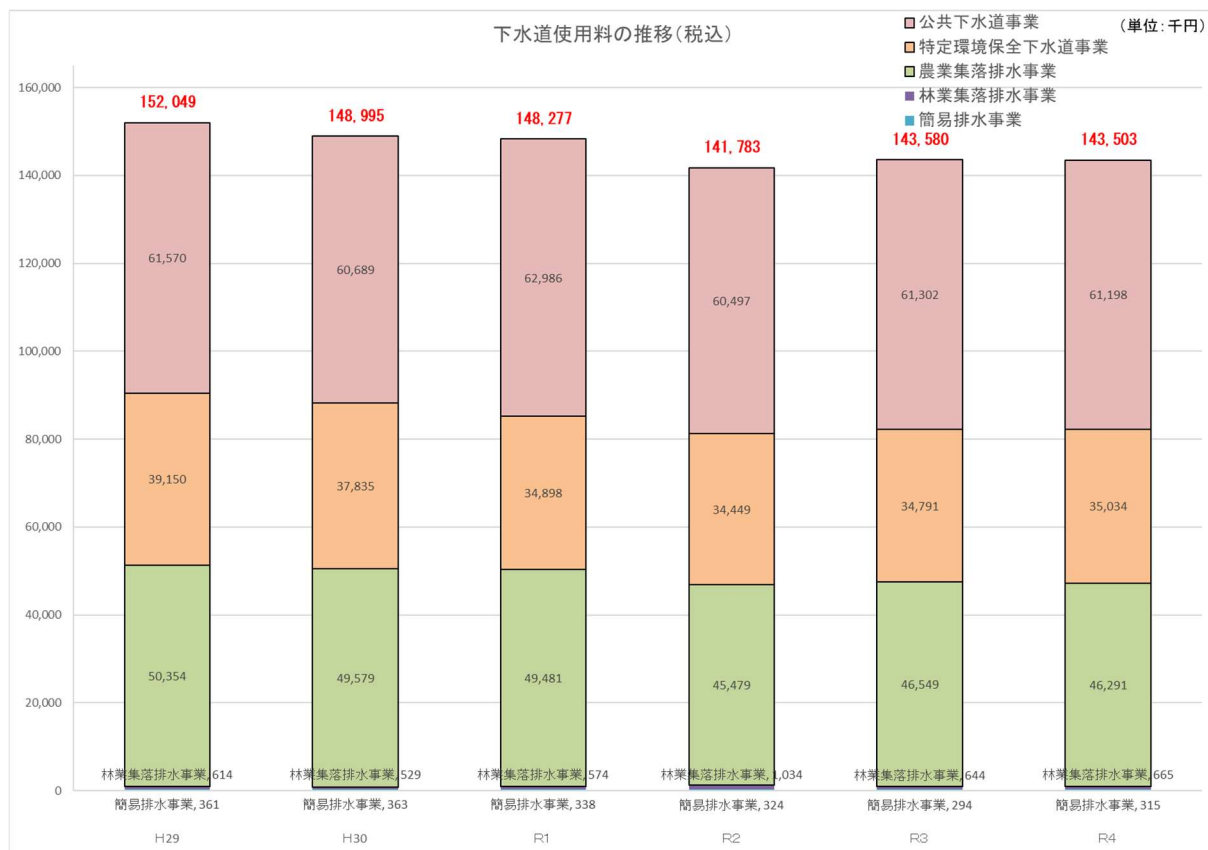
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$



## ② 下水道使用料の推移

令和4年度における下水道使用料は143,503千円（税込）となり、前年度と比較してほぼ横ばいとなっています。

令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、減免措置を行ったことが影響し、他年度と比較し大きく減収となっていますが、過去5年間の推移をみると減少傾向にあることがよみとれます。



### ③ 繰入金の状況

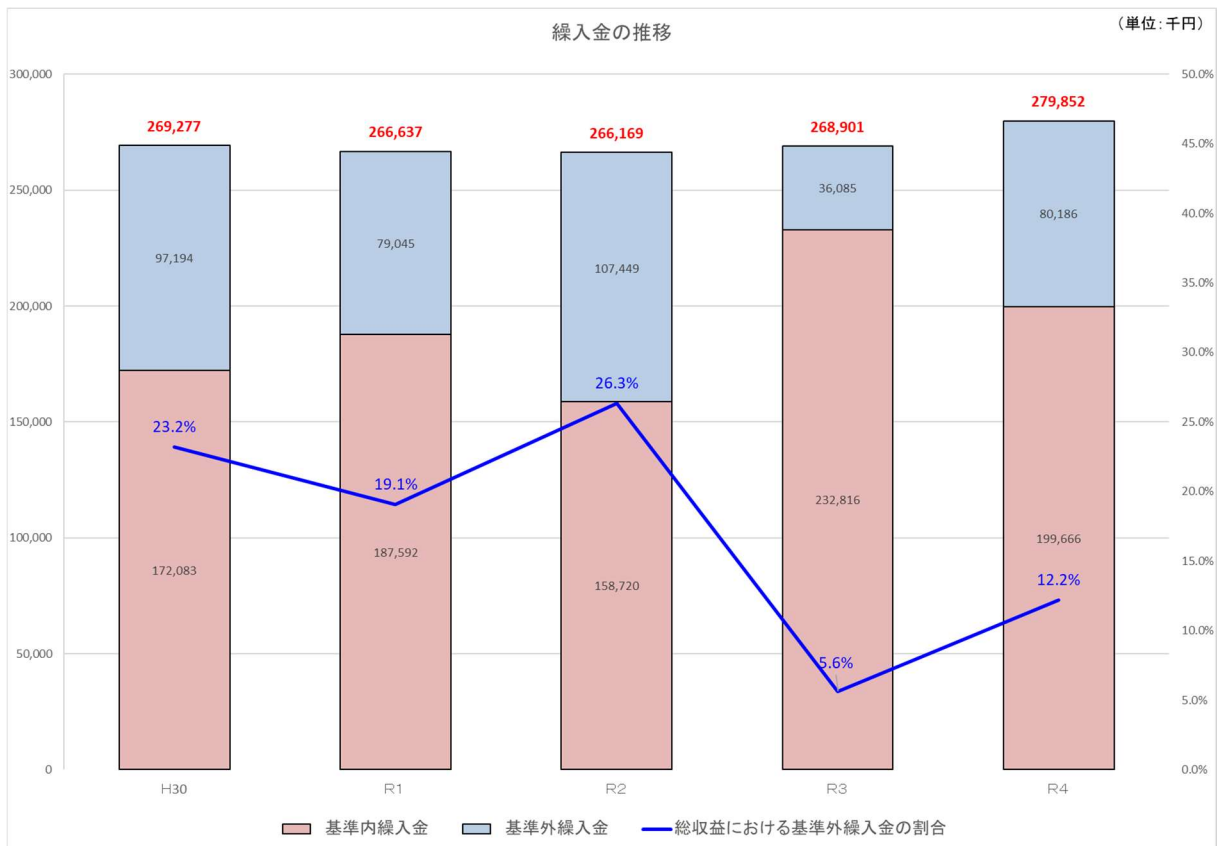
下水道事業は公営企業であることから独立採算が原則ですが、経営に伴う収入を持って充てることが適当ではない経費については、総務省で定めた繰出基準により一般会計からの繰入金が認められています。(基準内繰入金)

一方、繰出基準に定められていない運営費補助や人件費補助については、基準外繰入金となり、独立採算の原則に基づく経営安定のためにも、基準外繰入金を減少させる取組が必要となります。

繰入金全体で見ると例年ほぼ横ばいで推移していますが、令和4年度においては、経費の見える化を図る目的から、下水道事業に従事する職員の人件費を下水道事業会計に計上し、その費用の不足分を一般会計からの繰入金で補てんしたため増加しています。

繰入金の割合で見た場合、令和3年度以降は地方公営企業法の適用により長期前受金が収益に計上されるため、基準外繰入金の割合が減少していますが、令和4年度においては、前述の人件費に係る繰入金が増加したため、基準外繰入金の割合が増加しています。

人件費にかかる費用を確保するためにも、経費削減の取組のほか、営業収益の増加にかかる取組を進める必要があります。



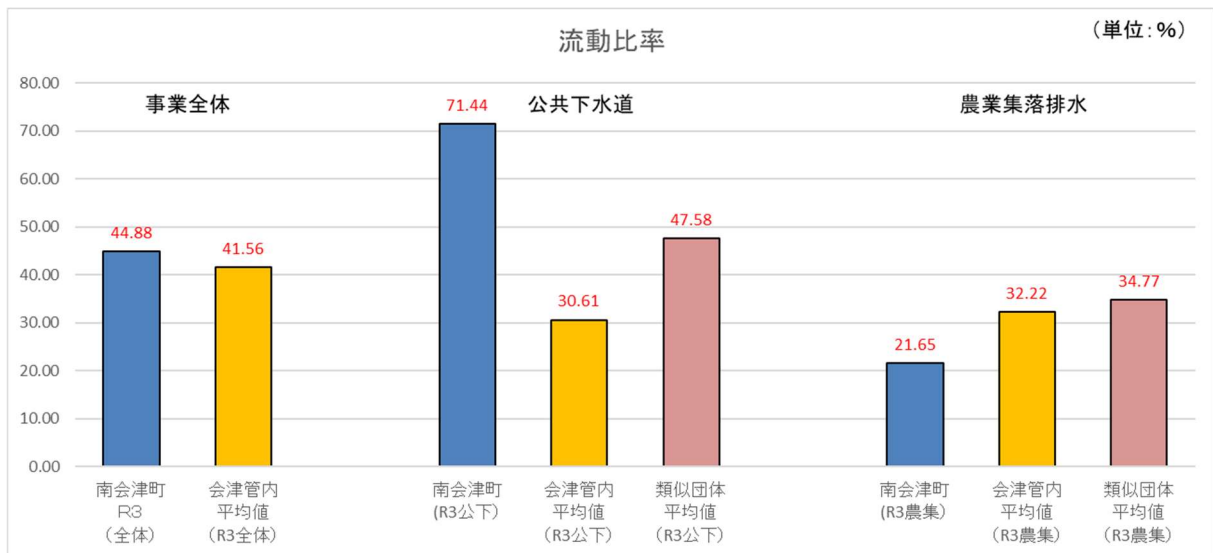
#### ④ 流動比率

当該指標は、1年以内に支払うべき債務（負債）に対して、支払うことができる現金等があるかを示す指標であり、一般的に100%を下回るということは、1年以内に支払わなければならない負債に対して、現金化できる資産が足りない状況であり、負債の支払能力を高めるための経営改善が求められます。

本町においては100%を下回っていますが、企業債償還金については全額一般会計からの繰入金を充てているため、返済することができます。

ただし、企業債の償還を一般会計に依存している状況であることから、事業全体で経営改善を進める必要があります。

【法適用企業】	
流動比率	$= \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$



### ⑤ 経費回収率

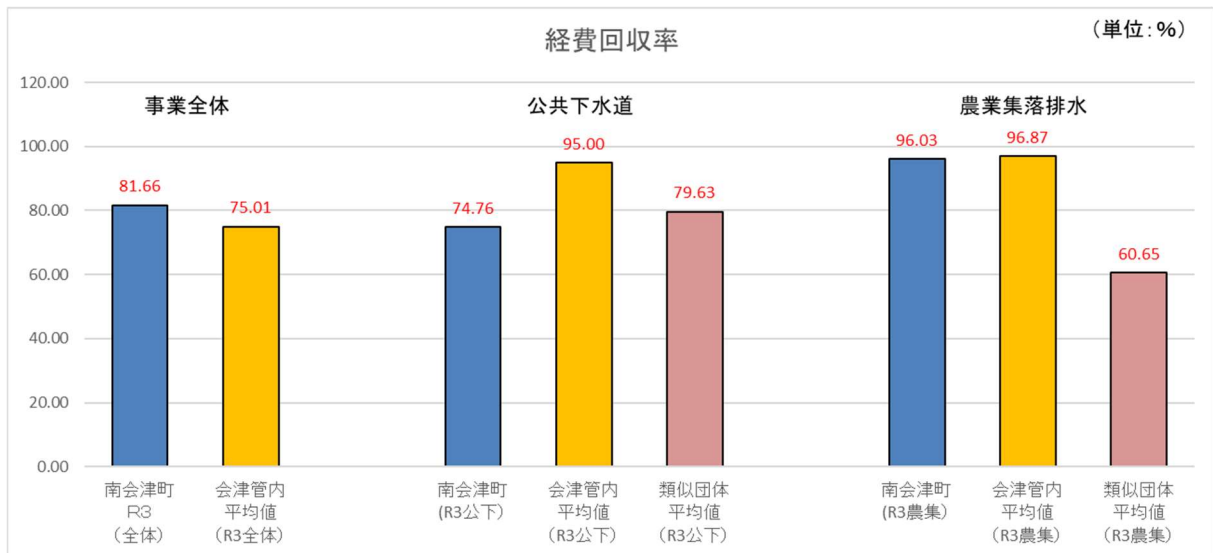
当該指標は、下水道使用料で回収すべき経費（污水处理費）をどの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上であることが求められます。

100%を下回っている場合、污水处理費が使用料以外の収入により賄われていることを意味しており、適正な使用料収入の確保や污水处理費の削減が求められています。

令和3年度の法適用に伴い、減価償却費が経費に算入されたことが影響し、すべての事業で100%を下回る結果となっています。

現状では使用料収入のみで経営することができず、一般会計からの基準外繰入金に依存しているため、適正な使用料確保に向けた検討を進める必要があります。

【法適用企業】	
経費回収率	$= \frac{\text{使用料収入}}{\text{污水处理費}} \times 100$



⑥ 使用料単価・汚水処理原価の状況

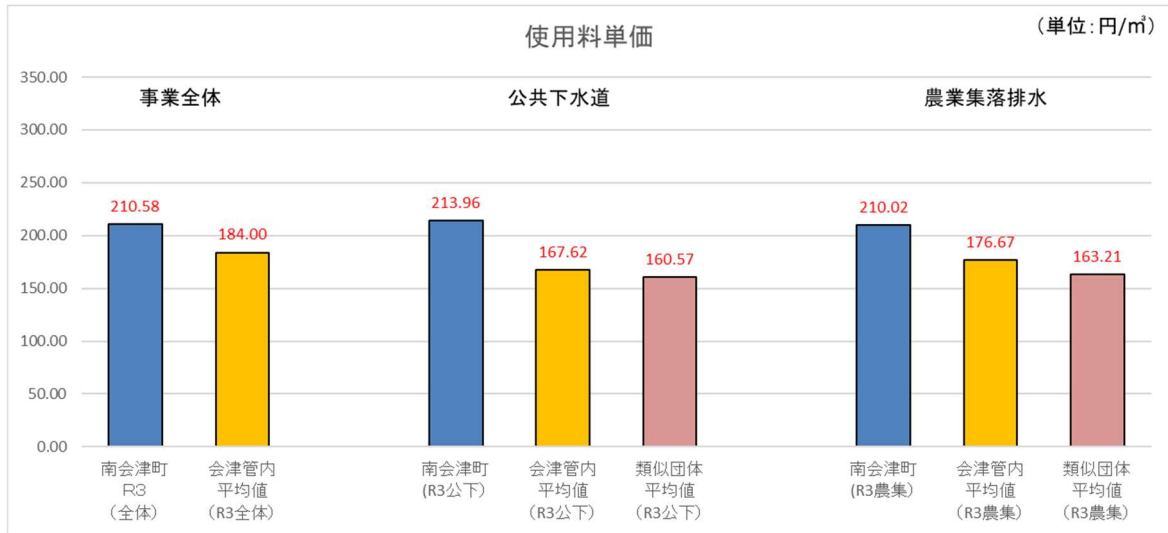
使用料単価とは、有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの下水道使用料の単価であり、汚水処理原価とは、有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に係るコストを示した指標です。

令和3年度決算における指標をみると、使用料単価210.58円/m<sup>3</sup>に比べ、汚水処理原価が257.87円/m<sup>3</sup>となっており、使用料収入によって汚水処理費用が賄われていないことがわかります。

会津管内や類似団体でも同様の傾向であり、下水道事業全体として経営改善が求められている状況です。

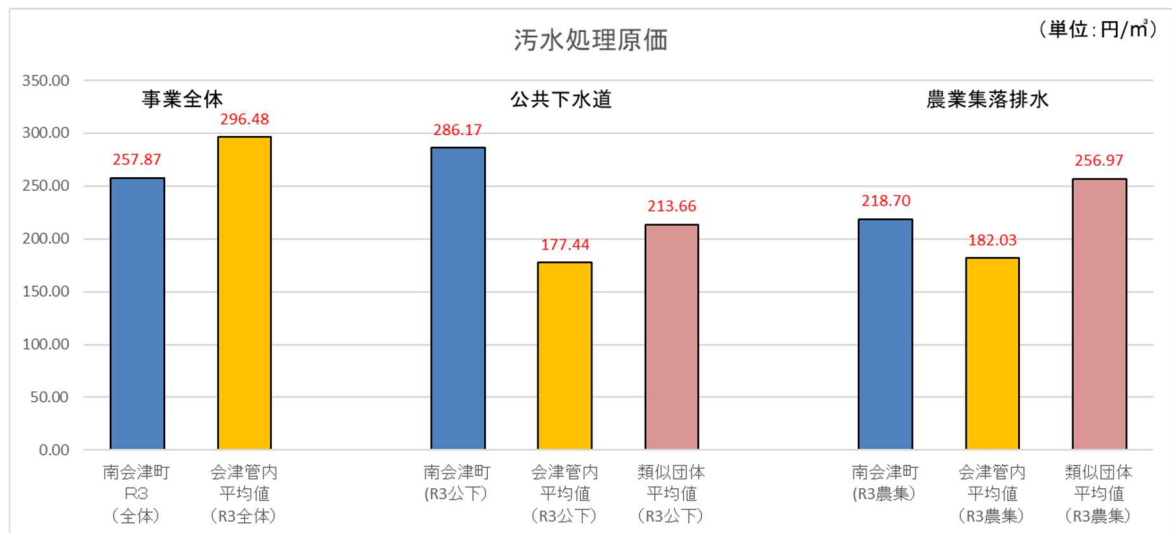
【法適用企業】

$$\text{使用料単価} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}}$$



【法適用企業】

$$\text{汚水処理原価} = \frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$$



## ⑦ 施設利用率

当該指標は、施設・設備が1日に対応可能な処理能力に対する1日の平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

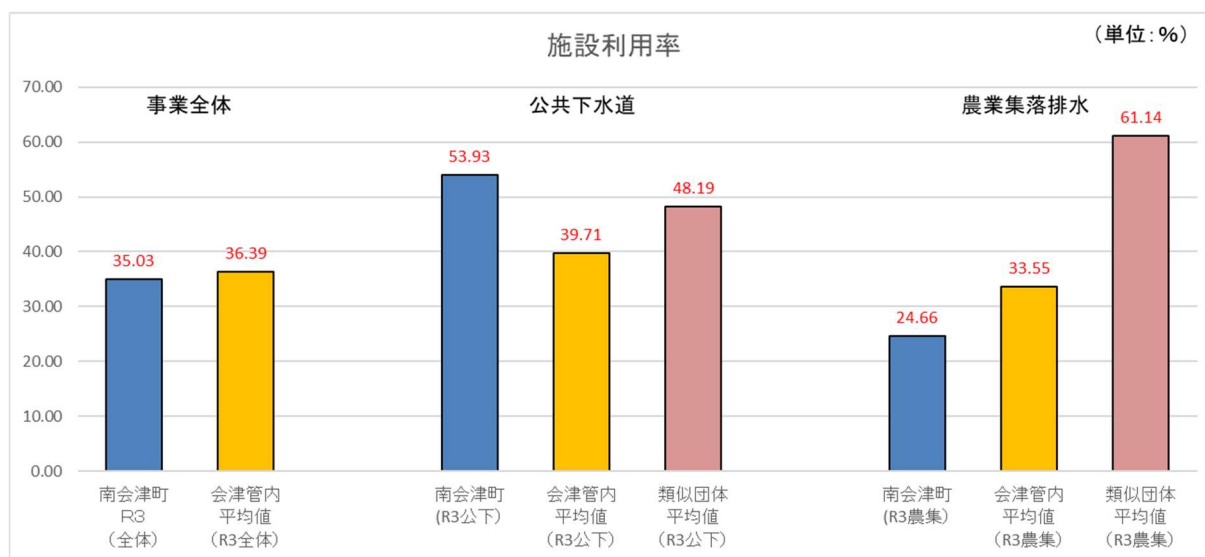
当指標について、明確な数値基準はないと考えられていますが、一般的には高い数値であることが望まれています。

本町においては、公下で類似団体を上回っているものの、処理場が多い農排では大きく下回っており、下水道事業全体でみても施設利用率は低い状況にあります。

人口減少が進み、整備当初の想定に比べて過大な施設規模になっていることを示していることから、ダウンサイジングや設備の統廃合などの最適化を進める必要があります。

【法適用企業】

$$\text{施設利用率} = \frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$$



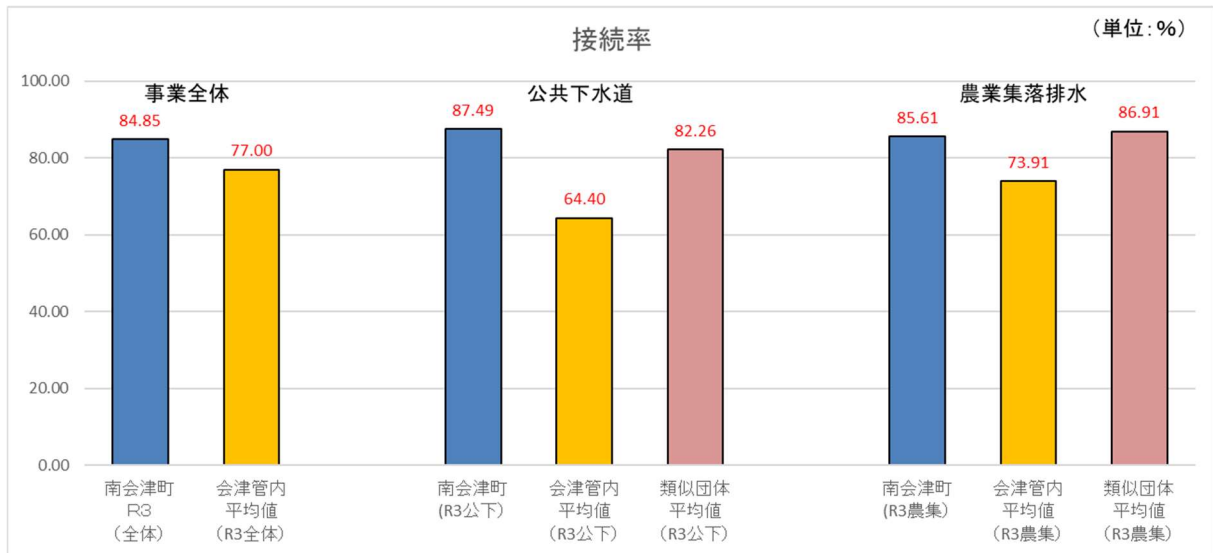


### ⑧ 接続率

現在処理区域内人口のうち、下水道施設により汚水処理している人口の割合を表した指標であり、公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望まれています。

本町は、会津管内や類似団体に比べ接続率が高い水準となっていますが、公下区域においては分譲地整備に伴い接続世帯は増加しているものの、農排区域については新規接続者がほとんどいない状況であり、人口減少などの影響もあることから、事業全体として今後もほぼ横ばいで推移するものと見込んでいます。

【法適用企業】	
接続率	$= \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$

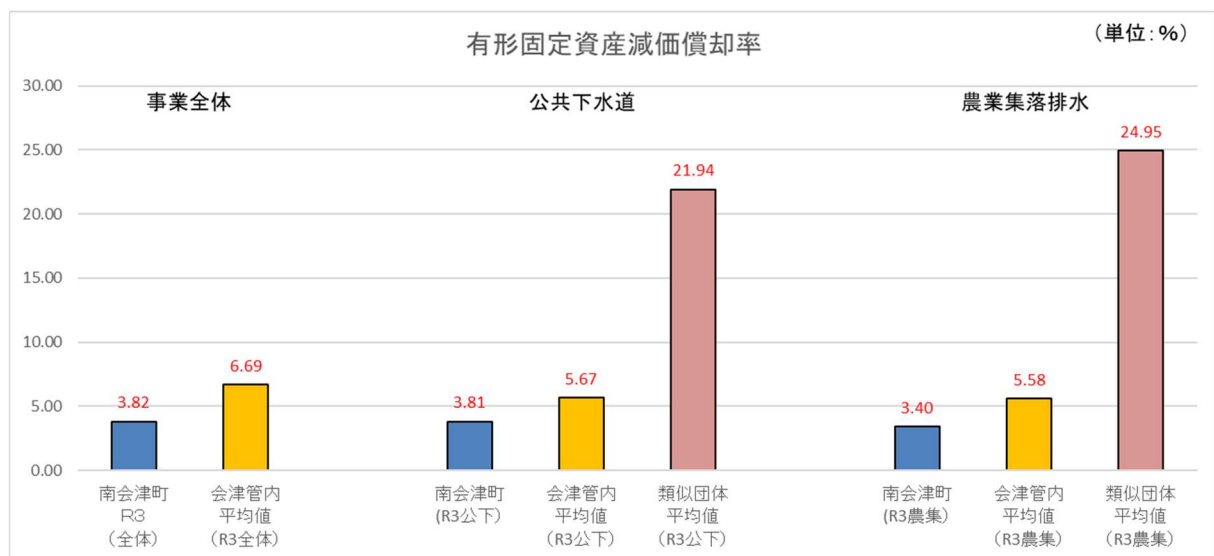


### ⑨ 有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

本町や会津管内においては、法適用化して日が浅い団体が多数を占めることから、減価償却率は低い状況にあります。

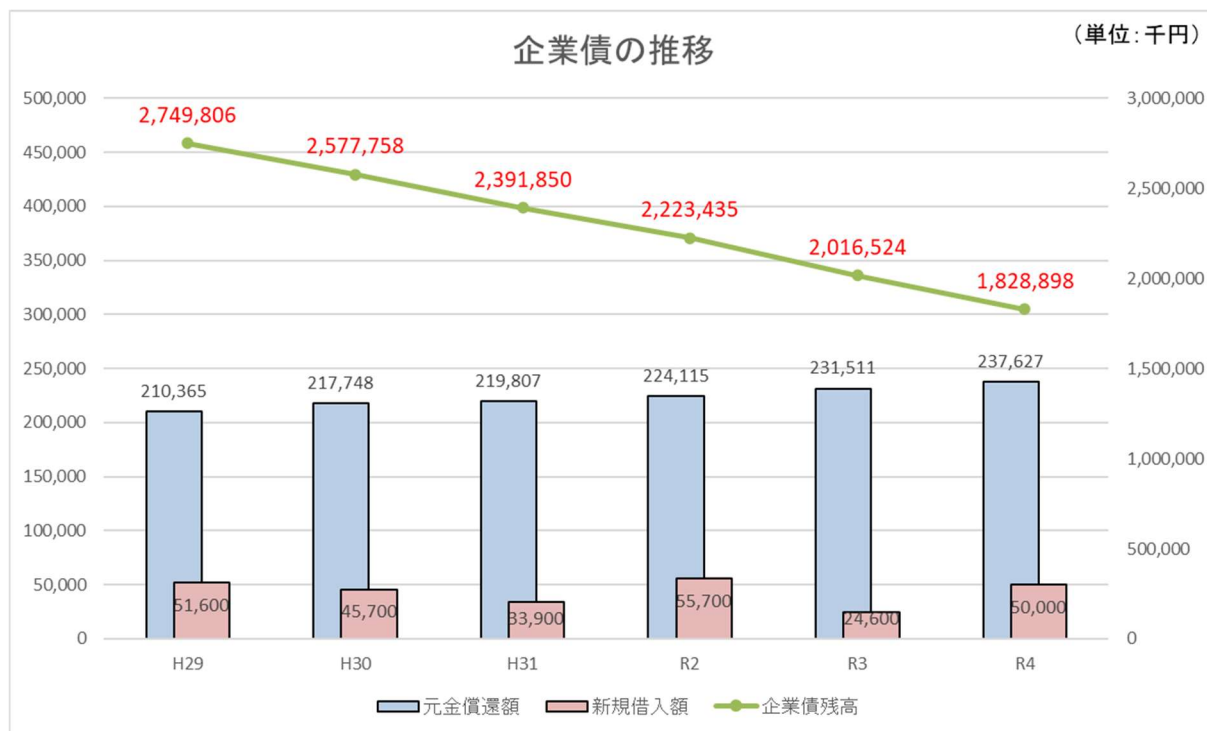
【法適用企業】	
有形固定資産 減価償却率	$= \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$



## (2) 企業債残高の推移

企業債の状況を見ると、企業債残高は年々減少傾向にあります。また、元金償還額は増加傾向にあります。令和5年度をピークに減少する見込みです。

更新事業などで今後も企業債の発行は必要となりますが、新規借入額を償還額以内に抑えることで、減少していくと見込んでいます。

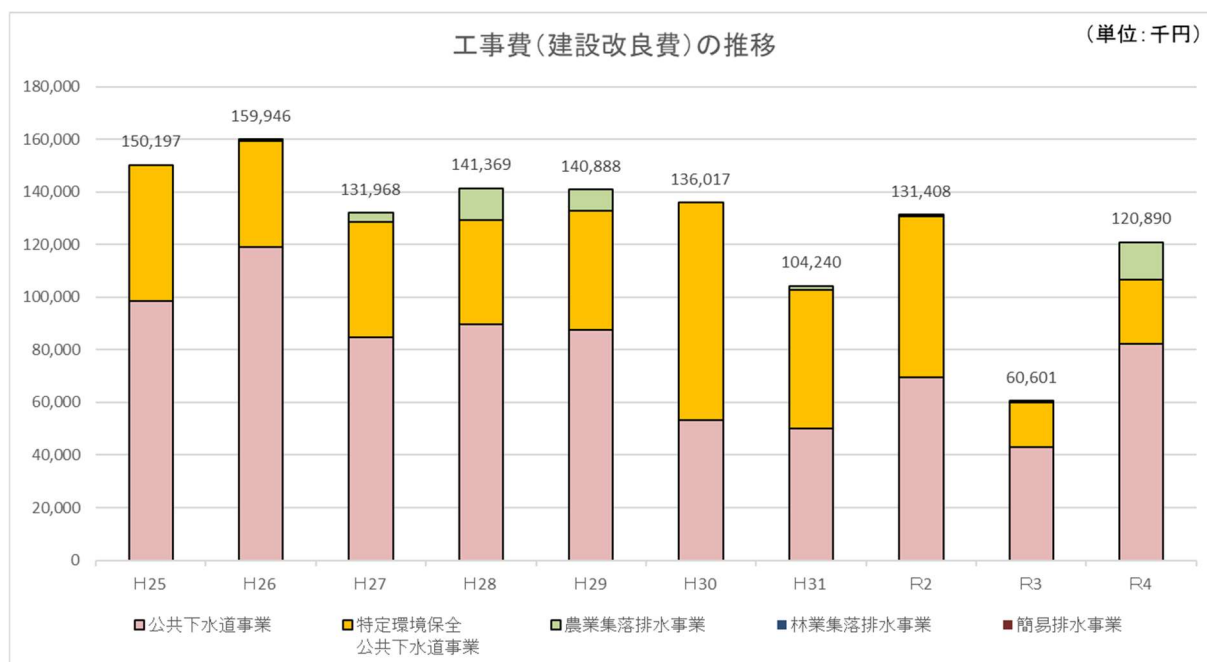
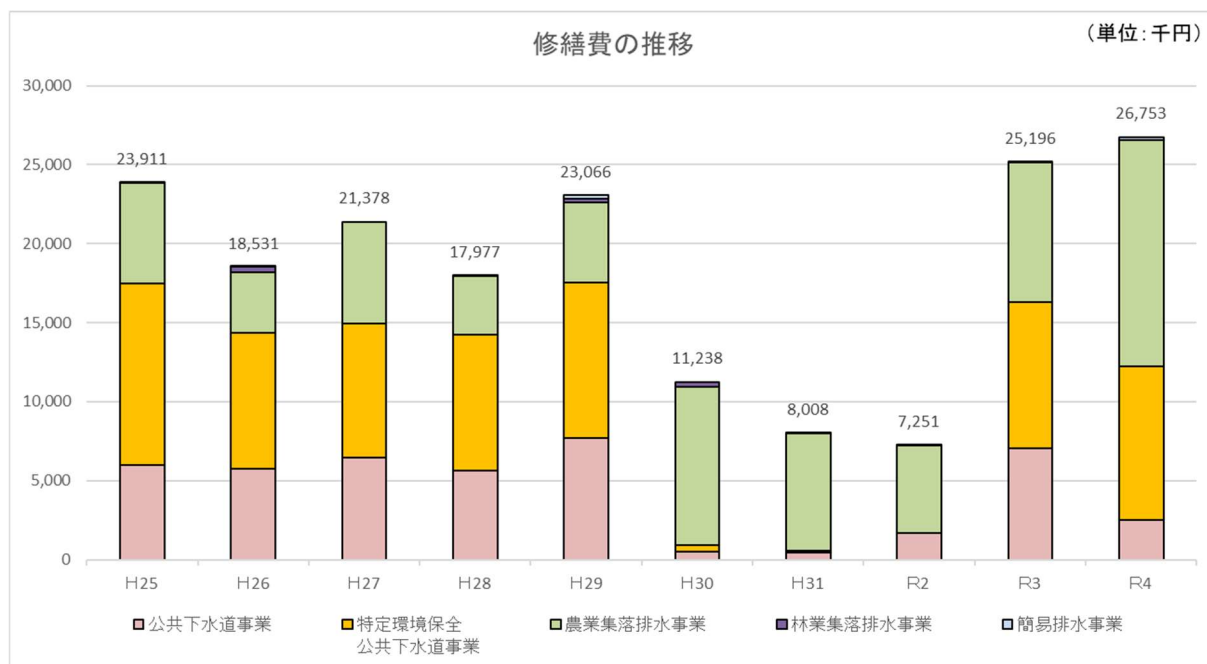


### (3) 老朽化の状況

国土交通省では、管路施設を布設して30年経過すると、管路の破損による道路陥没等のリスクが急激に増加するという調査結果を公表しています。

本町における下水道管路施設については、令和4年度末で約106.4kmが布設されており、一部の管路で布設後30年が経過していますが、現在のところ管路の破損や老朽化による道路陥没等の報告はありません。

一方で、本町のすべての下水道処理施設は、供用開始してから20年が経過しており、今後一斉に更新時期を迎え、処理場や機械・器具設備の老朽化による更新費用がさらに増加すると見込まれることから、計画的な施設・設備の改築や更新を行っていく必要があります。



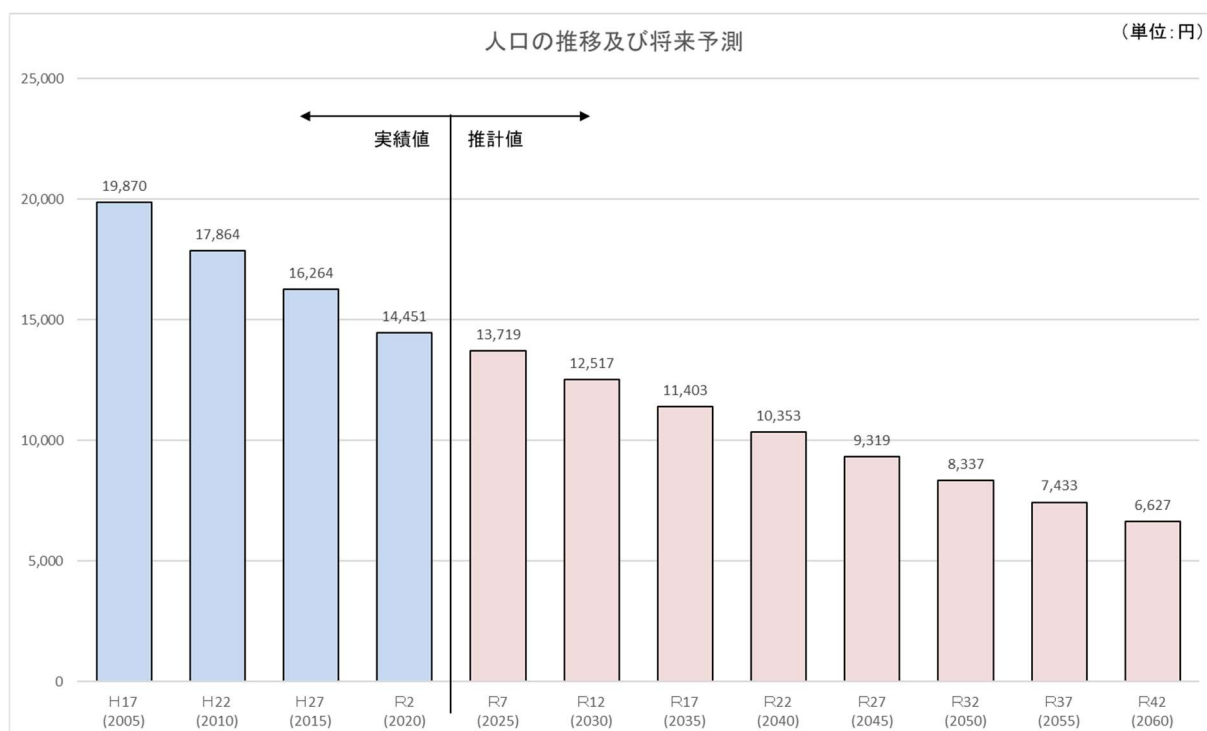
### 第3章 将来の事業環境

#### 1 処理区域内人口の予測

下水道使用料は、下水道を使用する人口によって影響を受けますので、人口の推移は下水道事業の収益性を分析する上で重要な指標となります。

本町の人口は、昭和30（1955）年の約34,700人をピークに年々減少し、令和2年（2020）年には、約14,500人まで減少しました（S30年度比△58.2%）。

また、南会津町人口ビジョン（改訂版）では、令和27（2045）年には人口が10,000人を切り、令和32（2050）年には約8,300人程度まで減少する見通しとなっています。



資料：南会津町人口ビジョン（改訂版）

## 2 有収水量の予測

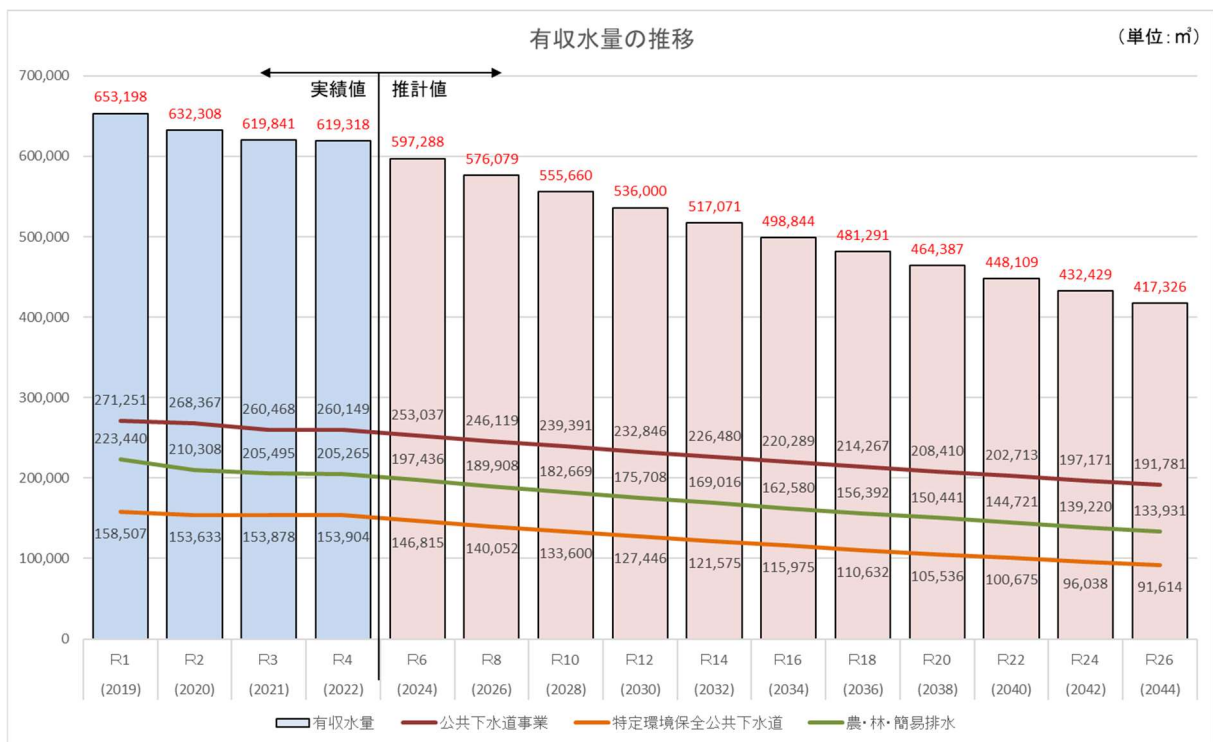
過去5年間の推移をみると有収水量は減少傾向にあり、今後も人口減少や節水機器の普及などにより、有収水量はさらに減少していくと考えられます。

推計値（将来有収水量）については、公下が一時期上昇傾向にあったものの、令和2年度に減少に転じたことから、今後の有収水量の推移を算出するにあたり、令和2年度以降の3年間の平均値で算出しています。

その他の事業については、過去5年間の平均増減率を乗じて算出しています。

事業別有収水量推計算出値(増減率)

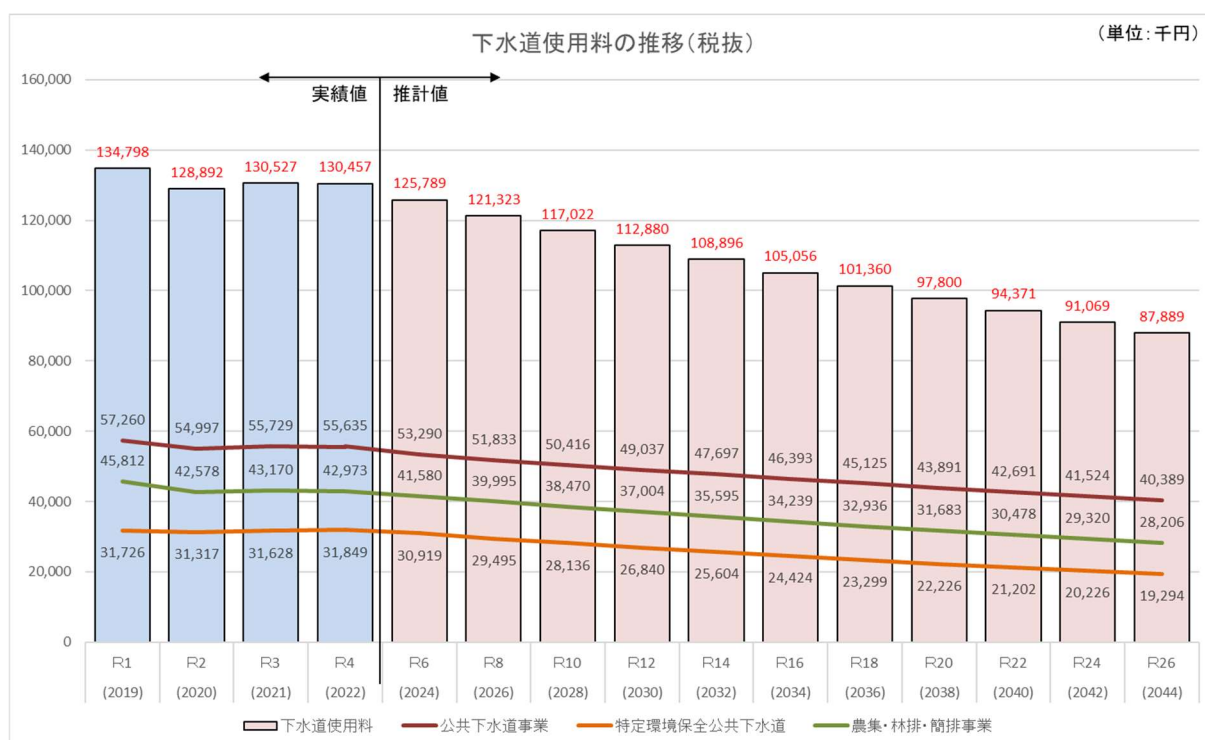
公共下水道事業	△ 1.38%
特定環境保全公共下水道	△ 2.33%
農業集落排水事業	△ 1.95%
林業集落排水事業	△ 0.45%
簡易排水事業	△ 2.03%



### 3 使用料収入の見通し

平成28年7月に使用料改定を行いました、それ以降使用料改定は行っていません。給水人口及び有収水量がともに減少傾向にあることから、使用料収入も減少すると考えられます。

使用料収入の見通しを立てるにあたり、令和3年度、令和4年度ともに供給単価（下水道使用料/有収水量）が210.6円/m<sup>3</sup>となっていることから、推計値については「2有収水量の予測」で算出した将来有収水量に供給単価（210.6円/m<sup>3</sup>）を乗じて算出しています。



### 4 施設の見通し

下水道事業については、前述したように公下、特環、農排、林排及び簡排の5つの事業があり、もっとも古い農排施設（湯ノ花地区）は供用開始から30年が経過しています。

管渠については、現在のところ管路の破損などの報告もみられないことから更新計画等はありませんが、処理場については一時期に整備が集中したため、施設の更新時期についても集中することが懸念されます。

更新費用の平準化や施設の最適化については喫緊の課題であることから、人口減少により処理水量に余力がある施設については、施設の最適化に取り組む必要があります。

農排においては、令和7年度末までに高杖原処理場を廃止し、上郷処理場と統合予定

です。また、令和9年度末までには古町処理場を廃止し、特環の南郷処理区に接続することで、処理場の最適化を図ります。

## 5 組織の見通し

職員数については、下水道事業会計支弁職員が2名（下水道係1名、業務係1名）となっています。

下水道係については、主に施設の維持管理業務が担当となりますが、すべての下水処理施設における維持管理業務はすでに民間委託しています。

また、令和5年4月からは窓口業務と水道施設の維持管理業務を包括して業務委託するなど、組織の見直し及び業務の効率化を推進しています。

今後は、水道事業の包括業務委託に下水道施設の維持管理業務を加えるなど、更なる業務の効率化をはかり、町の人事当局と連携しながら効率的な人員配置及び業務体制の構築を図って参ります。

## 6 将来の事業環境への課題

収益面については、人口減少に伴う有収水量の減少により、下水道使用料の減少が見込まれます。

費用面については、管路施設等の整備については概ね完了しているものの、施設の老朽化に伴う更新や故障・破損に伴う修繕費用の増加が見込まれます。

限られた財源の中でいかに収支のバランスを踏まえ、最適な規模で合理的な施設更新を進めることができるかが下水道事業の経営を安定的に継続するうえで重要な課題となります。

特に、本格的な施設更新時期を迎えるにあたり、公営企業として、投資資産と資金回収の状況を把握し、将来の投資需要を適正に予測して経営のあり方を考えていかなければなりません。



## 第4章 経営の基本方針

下水道事業は、第3次南会津町総合振興計画に掲げる「持続可能な上下水道」を実現するために必要不可欠な生活基盤です。

安全で快適な生活環境の整備や公共用水域の水質保全など、公共性、公益性の高い事業ですが、現在の経営環境は施設の老朽化に伴う更新費用の増加や人口減少に伴う使用料収入の減少等、厳しい状況にあります。

本戦略では、このような厳しい環境の中、安定した下水道事業運営を図るため、基本方針を次のように設定します。

### 【基本方針】 持続可能な下水道事業経営

#### 1 経営目標

基本方針の達成に向けた経営目標として、以下のとおり具体的な数値目標を掲げ、経営の見える化を図ります。

##### 【経営目標】

	経常収支比率	経費回収率	接続率
現状（R4）	99.54%	71.94%	85.06%
目標（R15）	100%以上	100%以上	85.5%以上

※ この数値目標及び現状値については、下水道事業全体のものであり、事業毎の数値については、別添の経営比較分析表を参照。

#### 2 目標達成に向けた取組

##### （1）使用料収入の確保

経費回収率が100%を下回っていることから、汚水処理費が使用料以外の収入により賄われている状態となっています。

適正な使用料収入の確保や汚水処理費の削減を行うことで改善がみられることから、汚水処理費用の見直しを行うとともに、使用料の見直しを検討いたします。

##### （2）処理区の統廃合と施設の老朽化対策

現在、高杖原と上郷、古町と南郷の統廃合を進めていますが、処理区の統廃合は維持管理費の抑制に期待できることから、更なる処理区の統廃合の可能性について検討いた

します。

また、施設の更新については、耐用年数を過ぎた施設であっても計画的な修繕を行い、施設の長寿命化を図ることで費用の平準化に取り組むとともに、ダウンサイジングを進め、施設の最適化と投資額の抑制に努めます。

### (3) 下水道財政の健全化

下水道使用料の見直し及び処理場の統廃合など、経費回収率及び経常収支比率の改善に向けた取組を進めるとともに、長寿命化事業も含めた投資事業の平準化にも取り組む必要があります。

また、経営健全化を図るため、企業債の借入額については、償還額を上回らないように設定します。

### (4) 固定資産台帳の見直し

令和3年4月から地方公営企業法を適用するにあたり、平成29年度に整備した固定資産台帳を基に算定しましたが、町のストックマネジメント計画策定にむけ、改めて固定資産台帳の再点検を行います。

新たに整備された資産、すでに除却されている資産、休止している資産や統廃合を予定している処理場の資産など、資産状況を再確認し、将来の更新需要の把握に努めます。

## 第5章 投資・財政計画（収支計画）

計画期間における投資・財政計画（収支計画）については、別添参照

### 1 投資計画（資本的収支計画）の策定にあたっての説明

#### （1）管渠、処理場の建設・更新に関する事項

建設・更新事業については、社会資本整備総合交付金事業を活用し、令和9年度末を目標に南郷処理区と古町処理区の統廃合を行い、処理場の最適化を図ります。また、農排事業については、農山漁村地域整備交付金事業を活用し、令和7年度末を目標に高杖原・上郷処理区の統廃合を進め、動力費や修繕費などの費用の削減に努めます。

未普及区域の整備については費用対効果を検証し、計画区域の見直しを行うなど更なる効率化と費用の削減に努めます。

#### （2）投資の平準化に関する事項

本町においては、特定の資産において長寿命化計画を策定しながら投資額の試算を行っているものの、資産全体の老朽化の状況やリスク評価による修繕計画などを示した『ストックマネジメント計画』が未策定となっています。

将来における投資額の試算については、現在、固定資産台帳に登録されている資産の取得価格を参考に、以下の『更新基準サイクル』で更新（再取得）した場合における需要予測額を参考としました。

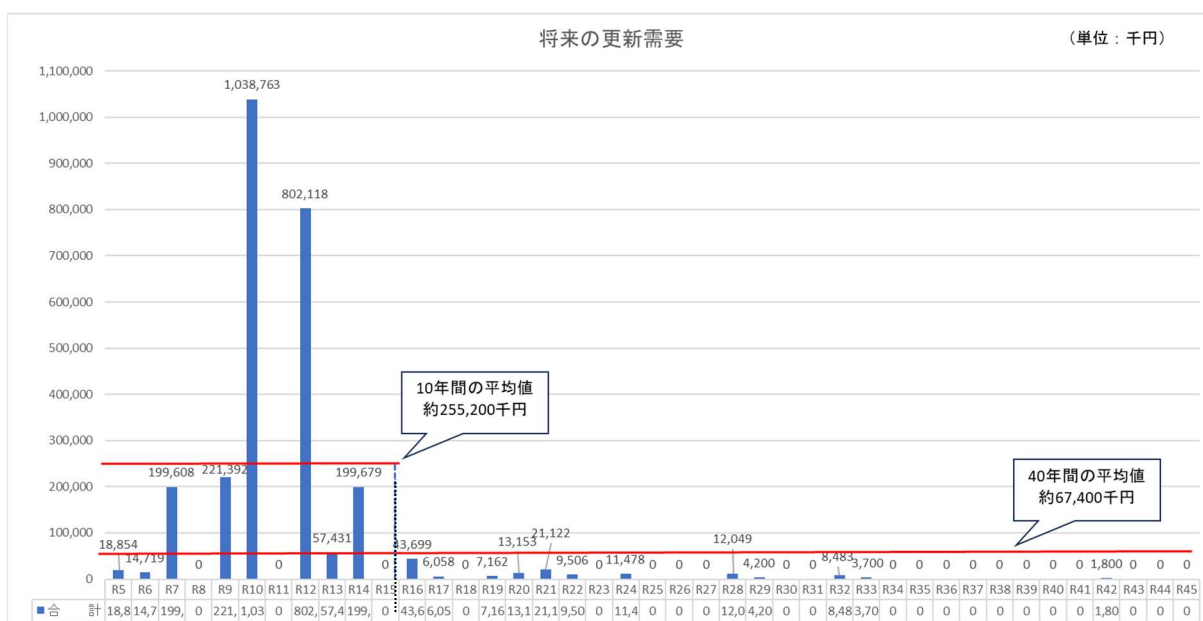
なお、算定にあたっては部分的修繕や過去の入替資産について考慮していません。

※『更新基準サイクル』については、実際の資産において耐用年数以上の使用が見込まれるため、耐用年数の1.5～2倍の年数としました。

※ 固定資産台帳の取得価格を基にした参考値であり、実際の修繕に対して必要となる金額ではありません。

#### 【更新基準サイクル】

建 物：75年（1.5倍）
構築物：75年（1.5倍）
機械及び装置（ポンプ設備、処理機械設備、電気設備）：30年（1.5倍） （計測設備）：20年（2倍）
車両運搬具：10年（2倍）



令和45年度までの40年間は、建物や構築物の更新はなく、機械及び装置の更新が中心となります。

将来40年間における更新需要は約26.9億円程度となり、年平均で約0.67億円となりますが、平成10年度から平成12年度に整備された処理場に係る『機械及び装置』の更新需要が令和14年度までに集中するため、令和15年度までの10年間における更新需要は約25.5億円、年平均で約2.6億円となります。

これは、過去5年間の投資実績額の約2.3倍の事業費となることから、以下のルールにより費用の平準化を図ります。

- ① 設備改修事業に係る年間事業費を50,000千円以内とする。(うち20,000千円は延命措置に係る費用として修繕費に計上)
- ② 補助事業を含む建設改良費(投資額)を100,000千円とし、投資額を超えた分は設備改修事業で調整する。

### (3) 事業別投資計画に関する事項

#### ① 公共下水道事業

人口減少や節水機器の普及による有収水量の減少の影響などを加味し、現計画の費用対効果を改めて検証し、計画区域の見直しを行うなど更なる効率化と費用の削減に努めます。

#### ② 特定環境保全公共下水道事業

令和9年度末を目標に南郷処理区と古町処理区の統廃合を行い、処理場の最適化を図ります。

また、現計画における費用対効果を検証し、計画区域の見直しや更なる効率化と費用の削減に努めます。

### ③ 農業集落排水事業

農山漁村地域整備交付金事業を活用し、令和7年度末を目標に高杖原・上郷処理区の統廃合を進め、動力費や修繕費などの費用の削減に努めます。

処理場数も多く、今後、ポンプ設備や電気設備等の修繕も多くなることから、下水道事業全体の修繕計画を調整し、費用の平準化を図ります。

### ④ 林業集落排水事業

ポンプ設備や電気設備等の修繕については、規模も小さいことから緊急修繕内で対応しつつ、大規模修繕時にはダウンサイジングや省エネルギータイプの機器の導入を行い、経常経費の削減に努めます。

### ⑤ 簡易排水事業

ポンプ設備や電気設備等の修繕については、規模も小さいことから緊急修繕内で対応しつつ、大規模修繕時にはダウンサイジングや省エネルギータイプの機器の導入を行い、経常経費の削減に努めます。

投資計画

(単位：千円) (税込)

項目	R5予算	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
公共下水道事業	19,107	15,500	5,000	12,000	12,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
(補助) 社会資本整備総合交付金事業	12,959	5,500	5,000	5,000	5,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
設備改修事業 (起債対象事業)	6,148	8,000		5,000	5,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
" (起債対象外)		2,000		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
特定環境保全公共下水道事業	27,630	25,000	75,000	82,000	82,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
(補助) 社会資本整備総合交付金事業	17,500	15,000	75,000	75,000	75,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
設備改修事業 (起債対象事業)	10,130	8,000		5,000	5,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
" (起債対象外)		2,000		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
農業集落排水事業	76,048	53,000	60,500	6,000	6,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
(補助) 農山漁村地域整備交付金事業	65,900	43,000	60,500								
設備改修事業 (起債対象事業)	10,148	9,000		5,000	5,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
" (起債対象外)		1,000		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
林業集落排水事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
設備改修事業 (起債対象事業)											
" (起債対象外)											
簡易排水事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
設備改修事業 (起債対象事業)											
" (起債対象外)											
合計	122,785	93,500	140,500	100,000	100,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
内訳) 補助対象事業	96,359	63,500	140,500	80,000	80,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
設備改修事業 (起債対象事業)	26,426	25,000	0	15,000	15,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
" (起債対象外)	0	5,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
計	122,785	93,500	140,500	100,000	100,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000

R7年度においては、既策定の事業計画により事業費が100,000千円を超えているため、設備改修事業費は計上していない。

## (4) 財源に関する事項

社会資本整備総合交付金事業や農山漁村地域整備交付金事業などの国庫補助事業については、事業費の50%を財源として見込みました。

県補助金や補償金は見込まず、受益者負担金などのその他財源については、建設改良費に対する直近3か年平均割合に基づき設定しました。

企業債については、将来負担を軽減するため、新規借入額を償還額以内に抑えるよう

以下のルールを設定しました。

- ① 建設改良分については、国庫補助金などの財源を除いた額とする。
- ② 設備改修分については、25,000千円以内とする。
- ③ 年間借入額の上限（①と②の合計額）は、80,000千円以内とする。

財源内訳

(単位：千円) (税込)

項目	R5予算	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
公共下水道事業	19,107	15,500	5,000	12,000	12,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
企業債	9,100	9,800	1,500	6,500	6,500	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
建設改良分(過疎債)	1,900	900	700	700	700	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
" (事業債)	2,000	900	800	800	800	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
設備改修分	5,200	8,000	0	5,000	5,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
国庫補助金	4,400	2,700	2,500	2,500	2,500	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
県補助金(補償金)	106										
その他	855	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
内部留保・一般財源	4,646	2,000	0	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
特定環境保全公共下水道事業	27,630	25,000	75,000	82,000	82,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
企業債	9,300	15,500	37,500	42,500	42,500	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
建設改良分(過疎債)		3,700	18,700	18,700	18,700	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
" (事業債)		3,800	18,800	18,800	18,800	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
設備改修分	9,300	8,000	0	5,000	5,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
国庫補助金	8,500	7,500	37,500	37,500	37,500	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
県補助金(補償金)											
その他	900										
内部留保・一般財源	8,930	2,000	0	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
農業集落排水事業	76,048	53,000	60,500	6,000	6,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
企業債	42,200	30,500	30,300	5,000	5,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
建設改良分(過疎債)	16,700	10,700	15,100	0	0	0	0	0	0	0	0
" (事業債)	16,700	10,800	15,200	0	0	0	0	0	0	0	0
設備改修分	8,800	9,000	0	5,000	5,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
国庫補助金	32,450	21,500	30,200	0	0	0	0	0	0	0	0
県補助金(補償金)											
その他											
内部留保・一般財源	1,398	1,000	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
林業集落排水事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設改良分(過疎債)											
" (事業債)											
設備改修分											
国庫補助金											
県補助金(補償金)											
その他											
内部留保・一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
簡易排水事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設改良分(過疎債)											
" (事業債)											
設備改修分											
国庫補助金											
県補助金(補償金)											
その他											
内部留保・一般財源	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全 体	122,785	93,500	140,500	100,000	100,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
企業債	60,600	55,800	69,300	54,000	54,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000
建設改良分(過疎債)	18,600	15,300	34,500	19,400	19,400	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
" (事業債)	18,700	15,500	34,800	19,600	19,600	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
設備改修分	23,300	25,000	0	15,000	15,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
国庫補助金	45,350	31,700	70,200	40,000	40,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
県補助金(補償金)	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1,755	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
内部留保・一般財源	14,974	5,000	0	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
合 計	122,785	93,500	140,500	100,000	100,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
(参考) 企業債償還額	239,905	227,808	218,962	203,337	181,840	159,430	135,302	109,507	98,337	84,026	75,884
企業債残高	1,588,994	1,361,196	1,142,238	942,690	770,761	622,960	505,544	418,518	349,209	294,930	249,224

資本的収支の設定条件

項目		設定方法	
資本的 収支	収入	企業債	投資計画に基づき、国庫補助事業を除く建設改良費の充当率で計上 ⇒過疎分、建設改良分、設備改修分それぞれに計上
		出資金（町補助金）	企業債元金償還金返済のための収入であるため、企業債償還金と同額で計上 （高資本費対策経費及び分流式下水道経費算入）
		国庫補助金	投資計画に基づき、補助対象事業の1/2で計上
		県補助金	見込まない
		負担金	受益者負担金として一定計上（公下1,000千円）
		補償金	見込まない
	支出	建設改良費	污水管渠建設改良費（建設改良分）
処理場建設改良費（設備改良分）			投資計画に基づき計上
企業債償還金		既往分と新規分の企業債元金償還金を計上 ・ 年利率 1.0%、半年賦元利均等償還で算出 ・ 過疎分 償還期間12年（うち据置年数3年） ・ 建設改良分 償還期間30年（うち据置年数5年） ・ 設備改修分 償還期間 8年（うち据置年数2年）	

## 2 財政計画（収益的収支計画）の策定にあたっての説明

財政計画（収益的収支計画）の策定にあたっての条件を以下のとおり設定しました。

なお、算定にあたっては、一般会計からの基準外繰入金を除く場合と含む場合の2パターンで試算しています。

収益的収支の設定条件（全事業共通） ※ 基準外繰入金除く

項目		設定方法	
収入	使用料収入	供給単価210.6円（R4実績値）×将来有収水量	
	受託工事収益	見込まない	
	その他営業収益	手数料	直近3か年平均値120千円で一定計上（公下のみ）
		加入者負担金	見込まない
	受取利息及び配当金	見込まない	
	他会計補助金	他会計補助金	見込まない
		利子繰入金補助金	企業債の償還金利子に係る補助金 ⇒既往分と新規分の企業債利息の全額を計上
	長期受戻金	国県等補助金分	既存資産と新規取得から見込まれる国県等補助金に対する戻入額を計上 負担金は長期前受金戻入の対象外 ⇒既往分と新規分の長期前受金戻入の全額を計上
		元金償還繰入金補助金分	企業債元金償還金返済のための補助金収入であるため、出資金（企業債償還金）と同額で計上（高資本費対策経費及び分流式下水道経費算入）
	他会計負担金	見込まない	
	その他雑収益	都市環境センター施設使用料として年420千円を計上（公下のみ）	
	特別利益	見込まない	
	収益的収支	人件費	R5年度当初予算にかかる人件費を基準値として設定（公下のみ） 近年の物価上昇率を加味して計上（前年度単価×物価上昇率（1.1%））
動力費		R5年度当初予算の動力費を基準値として設定 近年の物価上昇率を加味して計上（前年度単価×物価上昇率（1.1%）） 施設統廃合による影響を考慮し、施設動力費を減少 （R8～高萩原処理場分△2,000千円、R10～古町処理場分△3,000千円）	
修繕費		計画的な修繕は投資計画に反映させるものとし、緊急修繕費のみ計上 直近3か年平均値20,902千円のため、事業全体で年20,000千円で計上 物価上昇率は考慮しない	
薬品費		R5年度当初予算の薬品費を基準値として設定（農集のみ） 近年の物価上昇率を加味して計上（前年度単価×物価上昇率（1.1%））	
委託料		R5年度当初予算の委託料を基準値として設定 近年の物価上昇率を加味して計上（前年度単価×物価上昇率（1.1%）） 施設統廃合による影響を考慮し、施設管理委託料を減少 （R8～高萩原処理場分△1,430千円、R10～古町処理場分△1,670千円）	
その他		直近3か年平均値7,912千円のため、事業全体で年8,000千円で計上	
減価償却費		既存資産と投資計画に基づく新規取得資産の減価償却費を計上 ・補助対象事業 取得額×95%÷40年（構築物） ・施設改修事業 取得額×95%÷15年（機械設備）	
資産減耗費		見込まない	
支払利息		既往分と新規分の企業債利息を計上 ・年利率 1.0%、半年賦元均等償還で算出 ・過疎分 償還期間12年（うち据置年数3年） ・建設改良分 償還期間30年（うち据置年数5年） ・設備改修分 償還期間 8年（うち据置年数2年）	
その他収益的支出		直近3か年平均値9,062千円のため、事業全体で年9,000千円で一定計上	
特別損失		過年度損益修正損の直近3か年平均値1,200千円のため、事業全体で年1,200千円で計上（災害損失分を除く）	



収益的収支の設定条件（全事業共通） ※ 基準外繰入金含む

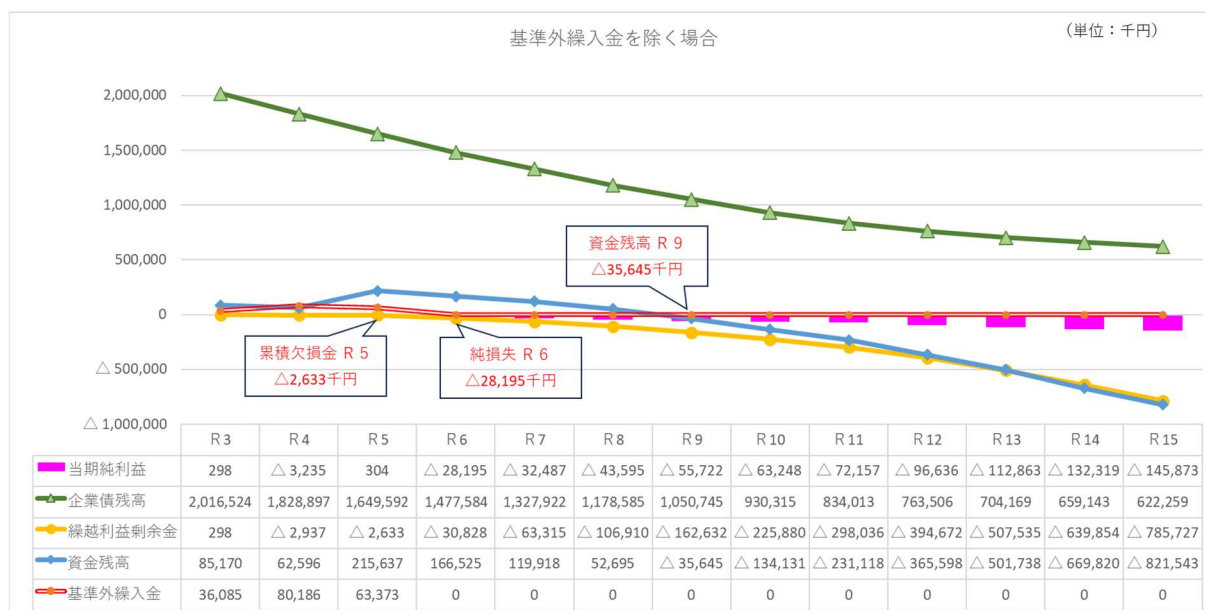
項目		設定方法	
収入	使用料収入	供給単価210.6円（R4実績値）×将来有収水量	
	受託工事収益	見込まない	
	その他 営業収益	手数料	直近3か年平均値120千円で一定計上（公下のみ）
		加入者負担金	見込まない
	受取利息及び配当金	見込まない	
	他会計 補助金	他会計補助金	人件費補助金（基準外繰入金） ⇒下水道事業支弁職員2名のうち1名分計上（人件費の1/2） 企業債償還補助金（基準外繰入金） ⇒元金償還金の一部
		利子繰入金補助金	企業債の償還金利子に係る補助金 ⇒既往分と新規分の企業債利息の全額を計上
	長期 前受 戻入金	国県等補助金分	既存資産と新規取得から見込まれる国県等補助金に対する戻入額を計上 負担金は長期前受金戻入の対象外 ⇒既往分と新規分の長期前受金戻入の全額を計上
		元金償還繰入金補助金分	企業債元金償還金返済のための補助金収入であるため、出資金（企業債償還金）と同額で計上（高資本費対策経費及び分流式下水道経費算入）
	他会計負担金	見込まない	
	その他雑収益	都市環境センター施設使用料として年420千円を計上（公下のみ）	
	特別利益	見込まない	
	収益的 収支	人件費	R5年度当初予算にかかる人件費を基準値として設定（公下のみ） 近年の物価上昇率を加味して計上（前年度単価×物価上昇率（1.1%））
動力費		R5年度当初予算の動力費を基準値として設定 近年の物価上昇率を加味して計上（前年度単価×物価上昇率（1.1%）） 施設統廃合による影響を考慮し、施設動力費を減少 （R8～高杖原処理場分△2,000千円、R10～古町処理場分△3,000千円）	
修繕費		計画的な修繕は投資計画に反映させるものとし、緊急修繕費のみ計上 直近3か年平均値20,902千円のため、事業全体で年20,000千円で計上 物価上昇率は考慮しない	
薬品費		R5年度当初予算の薬品費を基準値として設定（農集のみ） 近年の物価上昇率を加味して計上（前年度単価×物価上昇率（1.1%））	
委託料		R5年度当初予算の委託料を基準値として設定 近年の物価上昇率を加味して計上（前年度単価×物価上昇率（1.1%）） 施設統廃合による影響を考慮し、施設管理委託料を減少 （R8～高杖原処理場分△1,430千円、R10～古町処理場分△1,670千円）	
その他		直近3か年平均値7,912千円のため、事業全体で年8,000千円で計上	
減価償却費		既存資産と投資計画に基づく新規取得資産の減価償却費を計上 ・補助対象事業 取得額×95%÷40年（構築物） ・施設改修事業 取得額×95%÷15年（機械設備）	
資産減耗費		見込まない	
支払利息		既往分と新規分の企業債利息を計上 ・年利率 1.0%、半年賦元利均等償還で算出 ・過疎分 償還期間12年（うち据置年数3年） ・建設改良分 償還期間30年（うち据置年数5年） ・設備改修分 償還期間 8年（うち据置年数2年）	
その他収益的支出		直近3か年平均値9,062千円のため、事業全体で年9,000千円で一定計上	
特別損失		過年度損益修正損の直近3か年平均値1,200千円のため、事業全体で年1,200千円で計上（災害損失分を除く）	

### 3 試算結果

#### (1) 基準外繰入金を算入しない場合の試算

他会計補助金（人件費補助金及び企業債償還補助金）については基準外繰入金であるため、基準外繰入金を除いた金額で試算しました。

結果、令和6年度において28,195千円の赤字が発生し、令和9年度には資金が底をつく見通しとなりました。



#### R5に係る資金残高の増額理由

資金残高（損益勘定留保資金）の算定  
 = 流動資産 - 流動負債 + 企業債償還金

#### 【理由】

R5年度の償却資産見直しに伴い、企業債元金償還金に係る一般会計繰入金と減価償却費相当分の長期前受金戻入に差が生じたことにより、繰延収益（流動負債）が減少したことによるもの。

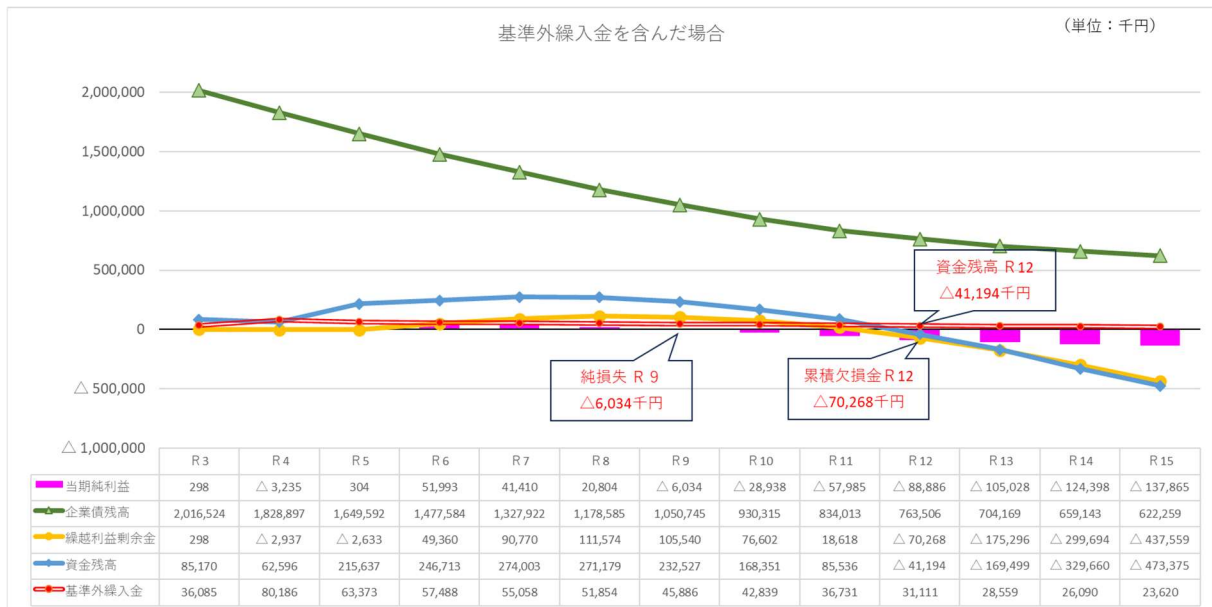
## (2) 基準外繰入金を算入した場合の試算

令和5年度までは、他会計補助金（人件費補助金及び企業債償還補助金）について一般会計から繰入しているため、同様のルールによる繰入金を算入しました。

### 【基準外繰入金】

- ① 人件費補助金  
⇒ 下水道事業支弁職員2名のうち1名分計上（人件費1/2）
- ② 企業債償還補助金  
⇒ 元金償還金の一部

以上により試算した結果においても、令和9年度には6,034千円の赤字となり、令和12年度には資金が底をつく見通しとなりました。



### (3) まとめ

処理区域最適化による処理場の統廃合や、包括業務委託による経費削減、建物貸付による自主財源の確保など、経営改善に向けた事業内容をふまえ算定しましたが、近年の物価高の影響等もあり、現状の使用料体系では下水道事業の経営を行っていくことが困難な結果となりました。

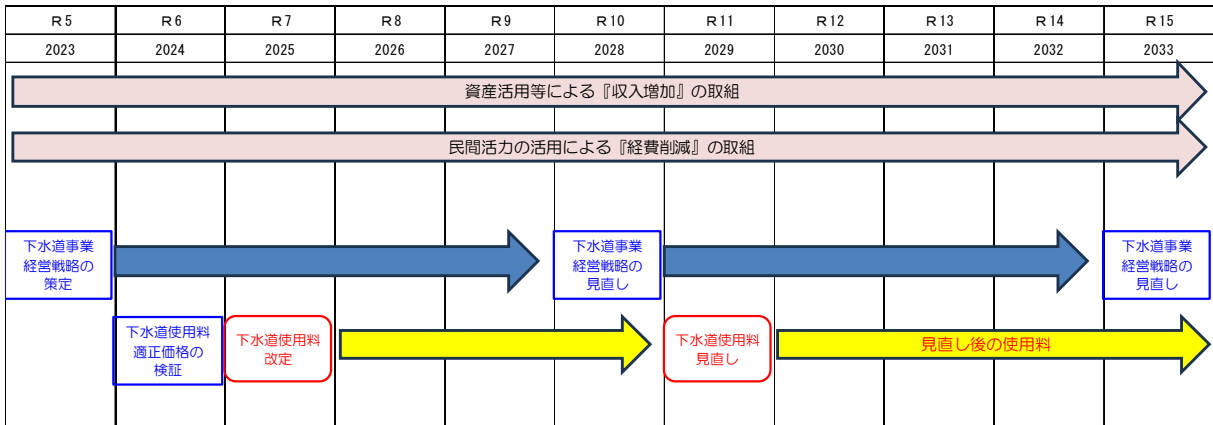
基準外繰入金を継続してもなお、使用料改定を行わない場合、令和9年度以降赤字が常態化し、令和12年度には経営破綻となる見通しであることから、使用料改定は必要不可欠な状況です。

令和4年度に策定した水道ビジョンによると、水道事業においては令和8年度までに料金改定を進める予定であることから、急激な負担増を緩和するため、下水道使用料の料金改定のタイミングについても検討が必要となります。

以上のことから、経営目標達成に向け、次の取組を進めます。

- ① 人件費補助金や企業債償還補助金といった一部基準外繰入金について、一定のルールに基づき、継続して一般会計からの繰入について協議します。
- ② **令和6年度中に下水道使用料の適正価格について検証し、令和7年度に使用料を改定します。**
- ③ 令和10年度に下水道事業の経営戦略の見直しを行うとともに、使用料改定について改めて検討します。

経費回収率向上に向けたロードマップ



(1)基準外繰入金除く

原価計算表

供用開始年月日 平成4年12月4日  
 処理区域内人口 7,488人  
 計算期間 自R5年4月 至 R10年3月  
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円	千円	千円	千円
	130,527	123,586		123,586
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	509,774	353,819		353,819
合 計	640,301	477,405	0	477,405

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
人件費	千円	千円	千円	千円
給 料		4,239	2,119	2,120
諸 手 当		2,814	1,407	1,407
福 利 費		2,715	1,357	1,358
動 力 費	2,869	6,266		6,266
修 繕 費	1,392	4,401		4,401
材 料 費				0
路 面 復 旧 費				0
委 託 料	6,670	7,646		7,646
そ の 他	946	1,124		1,124
小 計	11,877	29,205	4,883	24,322
人件費				0
諸 手 当				0
福 利 費				0
動 力 費				0
修 繕 費				0
材 料 費				0
薬 品 費				0
委 託 料				0
そ の 他				0
小 計	0	0	0	0
人件費				0
諸 手 当				0
福 利 費				0
動 力 費	19,482	26,375		26,375
修 繕 費	21,513	13,102		13,102
材 料 費				0
薬 品 費	725	777		777
委 託 料	44,759	49,792		49,792
そ の 他	1,187	1,996		1,996
小 計	87,666	92,042	0	92,042
人件費				0
諸 手 当				0
福 利 費				0
動 力 費				0
修 繕 費				0
材 料 費				0
薬 品 費				0
委 託 料				0
そ の 他	5,450	20,898		20,898
小 計	13,462	25,888	2,494	23,394
資 本 費				0
支 払 利 息	37,387	21,104	21,104	0
減 価 償 却 費	472,344	342,467	214,370	128,097
企 業 債 取 扱 諸 費				0
小 計	509,731	363,571	235,474	128,097
合 計 (Y)	622,736	510,706	242,851	267,855

資 産 維 持 費 ( Z )	0
使 用 料 対 象 経 費 ( Y ) + ( Z )	267,855

(X)÷((Y)+(Z))×100= 46.14%

<使用料水準についての説明>

原価計算において、資産維持費を算入しない場合であっても、すでに使用料収入割合が100%を下回っていることから、改めて資産維持費は算入していない。  
 今後5年間の下水道事業を運営するうえでも使用料改定は必須な状況にある。

## (2) 基準外繰入金含む

## 原価計算表

供用開始年月日 平成4年12月4日  
 処理区域内人口 7,488人  
 計算期間 自R5年4月 至 R10年3月  
 (5年間)

## 収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使 用 料 (X)	千円	千円	千円	千円
	130,527	123,586		123,586
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	509,774	406,483		406,483
合 計	640,301	530,069	0	530,069

## 支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
人件費	千円	千円	千円	千円
給 料		4,239	2,119	2,120
諸 手 当		2,814	1,407	1,407
福 利 費		2,715	1,357	1,358
動 力 費	2,869	6,266		6,266
修 繕 費	1,392	4,401		4,401
材 料 費				0
路 面 復 旧 費				0
委 託 料	6,670	7,646		7,646
そ の 他	946	1,124		1,124
小 計	11,877	29,205	4,883	24,322
人件費				0
諸 手 当				0
福 利 費				0
動 力 費				0
修 繕 費				0
材 料 費				0
薬 品 費				0
委 託 料				0
そ の 他				0
小 計	0	0	0	0
人件費				0
諸 手 当				0
福 利 費				0
動 力 費	19,482	26,375		26,375
修 繕 費	21,513	13,102		13,102
材 料 費				0
薬 品 費	725	777		777
委 託 料	44,759	49,792		49,792
そ の 他	1,187	1,996		1,996
小 計	87,666	92,042	0	92,042
人件費				0
諸 手 当				0
福 利 費				0
動 力 費				0
修 繕 費				0
材 料 費				0
薬 品 費				0
委 託 料				0
そ の 他	5,450	20,898		20,898
小 計	13,462	25,888	2,494	23,394
資 本 費				0
支 払 利 息	37,387	20,134	20,134	0
減 価 償 却 費	472,344	342,467	214,370	128,097
企 業 債 取 扱 諸 費				0
小 計	509,731	362,601	234,504	128,097
合 計 (Y)	622,736	509,736	241,881	267,855

資 産 維 持 費 ( Z )  
 使 用 料 対 象 経 費 ( Y ) + ( Z )

0  
 267,855

(X)/((Y)+(Z))\*100= 46.14

## &lt;使用料水準についての説明&gt;

原価計算において、資産維持費を算入しない場合であっても、すでに使用料収入割合が100%を下回っていることから、改めて資産維持費は算入していない。  
 今後5年間の下水道事業を運営するうえでも使用料改定は必須な状況にある。

## 4 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組

### (1) 今後の投資についての考え方

#### ① 広域化・共同化・最適化に関する事項

処理区の統廃合については、令和9年度末の完成を目指して計画的に進めていきますが、統廃合完了後も存続する処理場の状況や国の補助金制度などを総合的に捉え、更なる統廃合の可能性について検討を進めてまいります。

#### ② 投資の平準化に関する事項

処理区の統廃合事業や長寿命化対策事業など、各年度の進捗状況等をふまえ、年度毎の予算編成時において、更なる投資の平準化が図れるように事業内容の精査を行います。

### (2) 今後の財源についての考え方

#### ① 使用料の見直しに関する事項

令和4年度において単年度損失が発生している状況です。

本町においては水道料金の見直しも喫緊の課題であることから、水道料金と下水道使用料の料金改定のタイミングをずらすなど激変緩和措置を講じながら、事業年度内の赤字解消に向けて段階的に使用料改定を行います。

#### ② 資産活用による収入増加の取組について

包括業務委託に併せて都市環境センターの一部を事務室として一部貸与し、収入増加の取組を進めていますので、引き続き建物貸付による自主財源の確保に努めます。

また、処理区統合により使用休止となる処理場の有効活用について検討します。

### (3) 投資以外の経費についての考え方

#### ① 民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

引き続き、窓口業務と施設管理業務を包括業務委託し、費用の平準化を図るとともに、さらに導入可能分野の有無について、積極的に情報収集を行います。

#### ② 動力費に関する事項

処理場やポンプ場の機器更新時に、ダウンサイジングや省エネルギータイプの機器の導入を行い、消費電力の削減に努めます。

#### ③ 薬品費に関する事項

平成29年度から一部施設において維持管理業務に含めて薬品購入費も包括していますが、今後、すべての施設において維持管理業務に含めて発注することで、費用の平準化が図れるか検証いたします。

④ 修繕費に関する事項

定期点検等による機器異常の早期発見と修繕に努め、機器の長寿命化を図り、経費削減に努めます。

⑤ 委託料に関する事項

現行の維持管理委託業務をさらに継続し、消耗品、薬品費などを含めて長期継続契約を行い、更なる経費削減に努めます。

⑥ その他に関する事項

下水道の接続率向上や使用料の設定については、下水道の使用者である町民の皆様に下水道の役割や必要性、現状等をお伝えし、下水道事業への理解を深めていただく取組が必要です。

出前講座による現地見学会や広報誌などでのPRに努め、利用者の理解醸成に努めます。

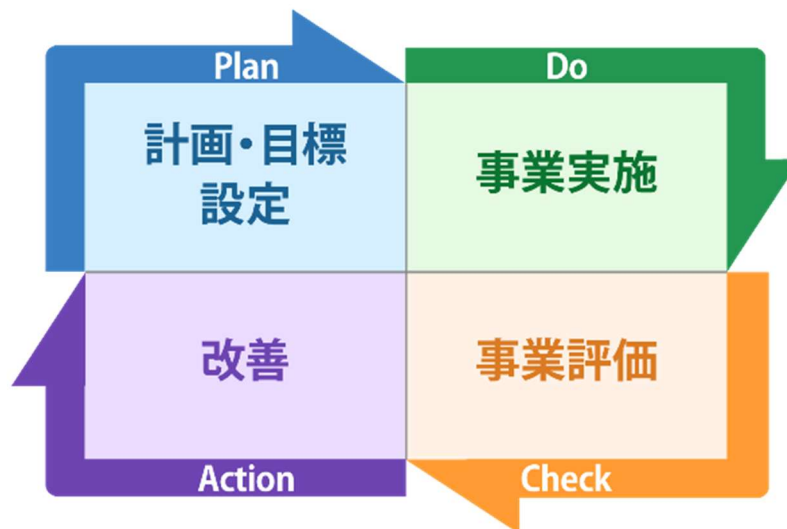


## 第6章 フォローアップ

経営戦略の推進にあたっては、目標の達成状況を定期的に検証・評価し、実施手法の改善や計画の見直し等を適宜行い、経営戦略に反映させる必要があります。

本戦略は、PDCAサイクルに基づき、進捗状況の管理と評価を毎年度実施し、業務やサービス水準、経営状況等の推移を検証するとともに、5年毎に見直しを図ります。

また、計画から大幅な乖離が生じた場合や、経費回収率が2年連続で前年度を下回った場合は適宜見直しを行います。



## 用 語 集

《会計関連》	
用 語	説 明
公営企業	地方公共団体が経営する企業活動の総称。 水道事業、下水道事業、交通事業や病院事業等がその代表的なもの。
法適用	公営企業が新たに地方公営企業法の全部又は一部を適用すること。
官公庁会計	地方公共団体の一般会計等が導入している単年度の現金の収支に着目した会計方式であり、公会計ともいう。 下水道事業も令和3年3月31日まで適用していた。
公営企業会計	事業収入を主な財源として、独立採算の原則により事業を経理する会計方式をいう。 一般企業と同じように現金以外の収支や、資産や負債の増減に対しても会計処理を行うことで、経営状況をより明確化できるメリットがある。 下水道事業も令和3年4月1日から適用している。
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用をいう。 収益については下水道使用料や一般会計繰入金等、費用については施設の維持管理費や減価償却費等がある。
資本的収支	建物・施設の建設といった支出の効果が次年度以降に及ぶものに係る費用と、その財源となる収入をいう。 収入については企業債、国庫補助金、受益者負担金等、支出については建設改良費や企業債償還金等がある。
減価償却費	固定資産の建設改良費（購入額）を耐用年数に合わせて分割し、その事業年度ごとに費用として計上するための勘定科目をいう。 耐用年数は、地方公営企業法で規定されている。
長期前受金戻入	固定資産の取得の際の財源として国庫補助金等が交付される場合に、減価償却費と同様に、収入額を資産の耐用年数に合わせて分割し、その事業年度ごとに収益として計上するための勘定科目をいう。
企業債	地方公営企業が施設の建設・改良等に要する資金に充てるため、国などから借りるお金のこと。
元利償還金	企業債の借入金に係る返済元金及び支払利息のこと。
累積欠損金	営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等で補てんできなかった各事業年度の損失（赤字）額の累積されたもの。

《繰入金関連》	
用語	説明
繰出基準	「地方公営企業繰出金について」（総務副大臣通知）に基づく一般会計から公営企業会計への繰出に係る基準のこと。
一般会計繰入金	地方公共団体の一般会計から繰り出される資金をいう。 総務省が示す基準により繰り出される基準内繰入金と、財源不足補てん等のため任意で繰り出される基準外繰入金がある。
基準内繰入金	一般会計から公営企業会計に繰り出す経費のうち、総務省から毎年度示される繰出基準に該当する一般会計からの繰入金をいう。 一般会計から見ると繰出金であるが、公営企業会計から見ると繰入金となる。
基準外繰入金	一般会計から公営企業会計に繰り出す経費のうち、総務省が示した繰出基準に合致しない一般会計からの繰入金をいう。

《その他》	
用語	説明
普及率	下水道の整備状況を示す指標として用いられ、行政人口のうち下水道が整備された地域に住んでいる人口の割合をいう。 普及率（％）＝ 処理区域内人口 ÷ 行政区域内人口 × 100
下水道処理区域内人口	下水道が整備された区域内の人口のこと。
接続人口 （水洗化人口）	下水道が整備された区域のうち、実際に下水道に接続している人口のこと。 接続人口 ÷ 下水道処理人口 ＝ 接続率（水洗化率）という。
有収水量	下水道使用料の徴収対象となった水量のこと。
包括的民間委託	受託した民間事業者が、創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括して委託すること。
類似企業	処理区域内人口、処理区域内人口密度、供用開始後年数別により地方公営企業を類型化したもの。
ストックマネジメント	既存の構造物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。 下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
ダウンサイジング	機器やシステムなどの性能や機能を保ったまま、縮小・小型化・小規模化すること。



## 南会津町下水道事業経営戦略

令和6年3月 策定

南会津町環境水道課  
〒967-0004  
福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531番地1  
TEL 0241-62-6140 FAX 0241-62-6106